

ドイツ連邦公文書館における公文書の管理と利用

—2017年連邦公文書館法制定—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

目 次

はじめに

I 国家的公文書館の経緯と立法

- 1 ドイツにおける国家的公文書館
- 2 1988年の連邦公文書館法の制定及びその改正
- 3 2017年の連邦公文書館法制定

II 公文書管理と連邦公文書館の現状

- 1 公文書管理と現行法令
- 2 連邦公文書館の組織と資料

III 2017年の連邦公文書館法

- 1 構成と概要
- 2 新たな規定
- 3 規定内容

おわりに

翻訳：連邦公文書館資料の利用及び保全に関する法律（連邦公文書館法）

キーワード：ドイツ、連邦公文書館、公文書管理、中央文書館、情報公開、アーカイビング、
アーキビスト、保護期間、デジタル文書管理、電子政府

要 旨

1952年設立の連邦公文書館は、様々な歴史的資料とともに、連邦機関の公文書を選別して保管し、利用に供している。1988年に初めて連邦レベルの法律（連邦公文書館法（BGBl. I 1988 S. 62））が制定され、2017年に同法を全文新たに再編する法律（BGBl. I 2017 S. 410）が制定された。新法制定の目的は、公文書管理をデジタル時代に適合させ、公文書館資料を利用しやすくし、特に学術研究への活用を容易にすることである。主な内容は、①死後30年であった個人情報保護期間（非公開期間）を10年に短縮する、②公務員の公務執行や、現代史上の重要人物についてはプライバシーを除いて、保護期間を廃止する、③秘密文書の保護期間を60年から30年までに短縮することを可能とする、④電子的文書管理（2020年導入予定）に対応する作業能力を確保する、⑤暫定的な保存段階（中間書庫・デジタル中間書庫への移管）での連邦政府のIT関連業務を効率化する、等である。

はじめに

ドイツ連邦共和国（Bundesrepublik Deutschland）において、連邦公文書館（Bundesarchiv）は、1952年6月3日に当時の首都ボンから南東約50kmにあるコブレンツ（ラインラント＝プファルツ州）で活動を開始した⁽¹⁾。1990年には、東西ドイツ統一によって、ドイツ民主共和国（Deutsche Demokratische Republik: DDR）の国家的公文書館を編入し、東西に分断されて保管されていた戦前の公文書も統合された。現在、連邦公文書館は、神聖ローマ帝国時代から近現代に至る歴史的資料とともに、ほとんどの連邦機関の公文書を管理する国家的な中央文書館となっている。

組織と施設の整備に比べ、連邦法の制定は遅かったが、1988年になってようやく、連邦の公文書の保存と利用を法定するとともに、個人情報保護を目的とした連邦公文書館法⁽²⁾が制定された。さらに、2020年に電子的文書管理が全面的に導入されるのに合わせて、2017年の「連邦公文書館法を新たに規定する法律」⁽³⁾によって、全文再編された新たな連邦公文書館法が制定された。2017年の新法においては、連邦公文書館は、旧法と同様に、公文書館資料（Archivgut）の永久保存、利用提供、学術的な活用を主要な任務とした上で、さらに連邦の公文書に永続的な価値があるかどうかの判断と連邦機関に対する助言を任務とすることが規定されている。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月25日である。本稿の執筆及び翻訳に際し、2018年3月5日に国立国会図書館調査及び立法考査局ドイツ法研究会において、獨協大学法学部木藤茂教授から連邦公文書館法に関する説明を聴取した。記して謝意を表する。

(1) „Über uns.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/ueber-uns.html>>

(2) Gesetz über die Sicherung und Nutzung von Archivgut des Bundes (Bundesarchivgesetz - BArchG) vom 6. Januar 1988 (BGBl. I S. 62); 児玉嘉之訳、戸田典子「1988年1月6日の連邦の記録史料の保護および利用に関する法律（連邦文書館法）翻訳と解説（立法紹介 西ドイツ）」『外国の立法』No.160, 1989.3, pp.49-60.

(3) Gesetz zur Neuregelung des Bundesarchivrechts (BArchRNG k.a.Abk.) vom 10. März 2017 (BGBl. I S. 410). 同法は、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する条項法（Artikelgesetz）である。同法の第1条（Artikel）で、新たな連邦公文書館法（Gesetz über die Nutzung und Sicherung von Archivgut des Bundes (Bundesarchivgesetz - BArchG) vom 10. März 2017 (BGBl. I S. 410) <https://www.gesetze-im-internet.de/barchg_2017>）が制定された。

本稿では、第Ⅰ章でドイツにおける国家的公文書館と立法の経緯、第Ⅱ章で公文書管理と連邦公文書館の現状、第Ⅲ章で2017年に制定された連邦公文書館法を概説し、併せて同法の現行条文を訳出する。また、歴史的経緯を解説末の別表にまとめて提示する。

I 国家的公文書館の経緯と立法

1 ドイツにおける国家的公文書館

(1) ライヒ文書館

統一国家の形成が遅れたドイツでは、英仏のような中世に遡る国家的な公文書館はなかった⁽⁴⁾。しかし、1571年にドイツ南部ヴェルテンベルクの貴族フォン・ラミンゲン (Jakob von Rammingen) が『記録について (Von der Registratur)』を著して、公文書管理が国の統治の基本であることを指摘し、行政管理技術としての文書保存の重要性を提唱しており、その重要性は早くから認識されていた⁽⁵⁾。

ドイツの国家的公文書館としては、第一次世界大戦の敗戦後1919年に、ワイマール共和国によってライヒ文書館 (Reichsarchiv) がポツダムに設立され、1920年に議会と官庁の文書の収集を開始した。これに対し外務省は外交文書の独自管理を続け、ナチス政権時代に軍文書館 (Heeresarchiv) がライヒ文書館から独立するなどの変遷はあったものの、第二次世界大戦が終結する1945年までの25年間、ライヒ文書館は国家的公文書館としての地位を確立していた。ライヒ文書館と軍文書館の建物は1945年4月14日のポツダム空爆で全焼したが、戦時中に資料の多くはドイツ東部 (後のソ連占領地区) に疎開していたため、消滅を免れたものは連合国占領軍が捕捉し、一部を英米が、過半はソ連が接收し、その後、東西ドイツのそれぞれの公文書館で保管されることとなる⁽⁶⁾。

(2) 西ドイツ (ドイツ連邦共和国) の状況

西ドイツでは、1949年の建国の翌年1950年に、占領軍接收文書類の返還を要求する際に受け皿となる組織を創出するため、連邦政府が「連邦政府による連邦公文書館設立」を閣議で決定した⁽⁷⁾。これに基づき、連邦内務省の所掌分野における連邦上級官庁⁽⁸⁾として連邦公文書館が設立され、1952年6月3日にコブレンツのライン河畔の建物で館長以下6人により業務が開始された。その後、連邦政府や連邦内務大臣の決定、命令、通達などによって、官庁からの

(4) イギリスの国立公文書館 (Public Record Office) とフランスの国立文書館 (Archives National de France) は中世に遡る文書を所蔵する国の中央文書館であり、歴史の記念碑でもある。ドイツ語圏には、1604年に起源をもつプロイセン王国の枢密国家文書館 (Geheimes Staatsarchiv) や、1749年にマリア・テレジアが創設したオーストリアの王室宮廷国家公文書館 (Haus-, Hof- und Staatsarchiv) がある。1871年のドイツ統一後、プロイセンの枢密国家文書館をドイツ帝国の中央文書館に発展させる計画があったが、第一次世界大戦により実現しなかった。児玉記、戸田 前掲注 (2), p.50.

(5) 上代庸平「学としてのアーカイブズ」『アーカイブズ学要論』中京大学社会科学研究所, 2014, pp.44-59.

(6) 英米の接收分については、「ごく大雑把に言って、[外務省] 政治文書館のものはイギリスへ、ナチス関係のものはアメリカへと持ち去られた。」五百旗頭薫「ドイツ公文書館放浪記」『歴史学研究』954号, 2017.2, p.20.

(7) 1950年3月24日の第55回閣議にて、連邦内務省の提案により「連邦政府による連邦公文書館設立」が決定された。„Errichtung eines Bundesarchivs durch die Bundesregierung.“ 55. Kabinettsitzung am 24. März 1950. Bundesarchiv website <http://www.bundesarchiv.de/cocoon/barch/0/k/k1950k/kap1_2/kap2_23/para3_7.html> 邦訳は、「連邦公文書館設置についての連邦政府決定 (1950年3月24日)」『フランス、ドイツ、カナダ及びベルギーにおける公文書館関係法令等について』(公文書保存制度等調査連絡会議資料第16号), 内閣総理大臣官房総務課, [1967], p.27.

(8) 連邦上級官庁 (Bundesoberbehörde) は、連邦最高官庁 (Oberste Bundesbehörde) である連邦省に直屬し、連邦全体を管轄する官庁をいう。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.458.

公文書等の引渡しや利用規則が定められ、業務遂行上必要としなくなった文書類の連邦公文書館への引渡しを促す措置が採られた⁽⁹⁾。

連邦公文書館の施設については、1961年にコブレンツ市街地のビルへ移転し、1965年には、連邦官庁の公文書を暫定的に引き受けるための中間書庫が、当時の首都ボン近郊のパート・ゴードスベルクに設置された（1972年に、ボン近郊のザンクト・アウグスティン（ノルトライン・ヴェストファーレン州）に移転）。

このように公文書保管体制が整えられ、連邦官庁の公文書の移送も進められるようになり、例えば、連邦国防省の軍事史研究所文書センター（Dokumentenzentrale des Militärgeschichtlichen Forschungsamtes）の資料が1968年に連邦公文書館へ移管され、その際、同センターが置かれていたフライブルク（バーデン＝ヴュルテンベルク州）に、連邦公文書館の軍事公文書部門の拠点が移されている⁽¹⁰⁾。しかし、連邦の全ての官庁、公的機関の公文書が、連邦公文書館で管理されるようになったわけではない。例えば、外務関係の公文書は、長期にわたる現用性や機微情報等の特異性が高く、現在も外務省政治文書館（Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes: PAAA）⁽¹¹⁾という別組織で管理されている。また、連邦の議会文書も、連邦議会の議会公文書館（Parlamentsarchiv）と、連邦参議院事務局で管理されている⁽¹²⁾。

一方、歴史的に重要な資料については、1954年に旧ライヒ文書館フランクフルト支部が連邦公文書館フランクフルト支部となったことにより、旧支部が所蔵していた神聖ローマ帝国時代の帝室裁判所（1495～1806年）⁽¹³⁾の文書、ドイツ連邦（1815～1866年）⁽¹⁴⁾の文書、1848年革命時のフランクフルト国民議会（1848～1849年）⁽¹⁵⁾の文書が、戦時中の文書疎開、戦後のフランクフルト市文書館による信託管理を経て、連邦公文書館資料として管理されることとなった⁽¹⁶⁾。他方、旧プロイセン枢密国家文書館は、1957年に設立されたプロイセン文化財団⁽¹⁷⁾

(9) 特に1958年1月8日の閣議決定「連邦省共通事務規則」（Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien, Allgemeiner Teil (GGO I), Vorlage des BMI vom 6. Dez. 1957 (IC 1 - 12 301 C - 1185/57)）は、各省庁の文書保管部署（Registratur）に対し、業務上必要としなくなった文書類の連邦公文書館の中間書庫への引渡しについて、毎年検討するよう指示した。児玉訳、戸田 前掲注(2), p.52.

(10) 連邦公文書館の「軍事公文書（Militärarchiv）」部門は、1955年にノルトライン＝ヴェストファーレン州の軍務記録人事情報文書館が連邦公文書館に編入された際に設置されていた。„Geschichte des Bundesarchivs.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Artikel-Textsammlungen/Textsammlung-Geschichte-Barch/geschichte-barch.html?chapterId=32230>>

(11) 外務省の公文書館は1920年に活動を開始し、1924年に政治文書館と改称した。第二次世界大戦末期には、機密ファイルの廃棄命令が発せられたがアーキビストが実行を極力遅らせたため、資料の損失は最小限にとどまり、終戦後はイギリスが接収した。1951年に西ドイツが新しい外務省を設立するにあたり、政治文書館も復活した。東西ドイツ統一後、2000年にドイツ外務省がボンからベルリンに移転した際、政治文書館もベルリンに移転し、東ドイツ外務省の文書も統合された。連邦公文書館と外務省政治文書館（PAAA）は、東ドイツの公文書に関して2008年に分担所蔵を明確化した。„Geschichte des Politischen Archivs und seiner Bestände.“ Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes website <<https://archiv.diplo.de/arc-de/das-politische-archiv/geschichte-des-politischen-archivs/1433596>>; 「諸外国における外交史料館の紹介—ドイツ外務省政治史料館の概要—」『外交史料館報』31号, 2018.3, pp.149-155. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000371035.pdf>>

(12) 曾雌裕一「ドイツ連邦議会における議会公文書の管理状況—ドイツ連邦議会公文書館と公文書館規則を中心に—」『レファレンス』780号, 2016.1, pp.94-95. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9616694_po_078005.pdf?contentNo=1>

(13) 帝室裁判所（Reichskammergericht, ライヒ宮廷裁判所とも訳される。）は、神聖ローマ帝国の常設の最高裁判所。山田 前掲注(8), p.524.

(14) ドイツ連邦（Deutscher Bund, ドイツ同盟とも訳される。）とは、神聖ローマ帝国を構成していた領邦国家と帝国自由都市が1815年に結成した連合体で、1866年の普墺戦争の結果、解散した。山田 同上, p.149ほか。

(15) フランクフルト国民議会（Nationalversammlung）は、1848年5月18日に自由主義憲法の制定と民主主義国民国家の形成について議論するために開催された。山田 同上, p.438; „Revolution und Frankfurter Nationalversammlung 1848/1849.“ Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/parlament/geschichte/parlamentarismus/1848>>

(16) „Geschichte des Bundesarchivs“, *op.cit.* (10). なお、フランクフルト支部は2000年に廃止される。

に移管されて連邦公文書館の監督下を離れ、プロイセン関連文書のうち連邦公文書館に残されたのは軍関係資料のみであった⁽¹⁸⁾。

その後も連邦公文書館は、様々な資料、媒体を包摂し、新たな施設を設置している。1974年には、「ドイツ史における自由主義運動記念館 (Erinnerungsstätte für die Freiheitsbewegungen in der deutschen Geschichte)」⁽¹⁹⁾が1848年革命の最終拠点ラシュタット (バーデン＝ヴュルテンベルク州)⁽²⁰⁾に連邦公文書館の支部として設立された。映像作品のアーカイビングも、1978年から連邦公文書館が行政協定によって受託した。1979年には、連邦政府が内閣議事録を連邦公文書館に委ねる閣議決定を行った⁽²¹⁾。

(3) 東ドイツ (ドイツ民主共和国) の状況

ソ連占領地区では、1946年にポツダムのサンスーシ宮殿内にドイツ中央公文書館 (Deutsche Zentralarchiv) が設立された (1973年に中央国家文書館 (Zentrales Staatsarchiv) と改称)⁽²²⁾。前述のとおり、第二次世界大戦前のライヒ文書館の資料の多くは、東ドイツ域内に疎開しており、これらの資料を同館が所蔵することとなった。同館は、1955年から1956年にかけてポツダム市街地の建物へ移転し、同じ建物に東ドイツ内務省の国家公文書管理局も置かれた。

外交文書については、西ドイツ同様1951年に、外務省に一時的に公文書を保存するための公文書館が設置され、1966年に独立した公文書館が設置された⁽²³⁾。他の国家的公文書館としては、1955年にベルリンに国家映像アーカイブ (Staatliche Filmarchiv) が設立され、1964年には、国民人民軍 (Nationalen Volksarmee: NVA) のドイツ軍事公文書館 (Deutsches Militärarchiv) がポツダムに設立された。

2 1988年の連邦公文書館法の制定及びその改正

(1) 公文書館に関する連邦法の制定

西ドイツにおける連邦公文書館は、前述のとおり、行政官庁を対象とする連邦政府の閣議決定や命令等を法的根拠としていたが、行政官庁に対してさえ文書引渡しについて交渉が必要であり、立法機関や司法機関とは個別の合意による協力関係に頼るほかなかった⁽²⁴⁾。このため、

(17) プロイセン文化財団 (Stiftung Preußischer Kulturbesitz) は、連合軍占領期の1947年2月25日に廃止されたプロイセン州 (後継州はヘッセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、バーデン＝ヴュルテンベルク) に帰属する財産の管理のために設立された連邦直属の財団で、基本法第135条第4項に基づきプロイセン文化財団法 (Gesetz zur Errichtung einer Stiftung „Preußischer Kulturbesitz“ und zur Übertragung von Vermögenswerten des ehemaligen Landes Preußen auf die Stiftung vom 25. Juli 1957 (BGBl. I S. 841)) が制定されて、設立された。„Über uns.“ Stiftung Preußischer Kulturbesitz website <<https://www.preussischer-kulturbesitz.de/>>

(18) 児玉訳, 戸田 前掲注 (2), p.51.

(19) ドイツ史における自由主義運動記念館 (Erinnerungsstätte für die Freiheitsbewegungen in der deutschen Geschichte) は、1974年にハイネマン (Gustav W. Heinemann) 連邦大統領 (当時) の主導の下に、自由主義運動とドイツ史における民主主義的伝統とを展望する場所として設立された。„Rastatt.“ Bundesarchiv website <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Dienstorte/Rastatt/rastatt.html>>

(20) ラシュタットは、1848年革命の最終段階で中心的な役割を果たした。1849年5月9日にラシュタット城館の広間でバーデン兵士の反乱が始まり、国民議会の憲法を宣言し、憲法に記された基本的権利の保障を希求した。1849年の夏に、自由主義運動家たちの本部と最後の堡壘があった都市が包囲され、7月23日に降伏した後、城館内にてプロイセンの軍法会議にかけられた。 *ibid.*

(21) „Geschichte des Bundesarchivs“, *op.cit.* (10)

(22) *ibid.*

(23) „Geschichte des Politischen Archivs und seiner Bestände“, *op.cit.* (11). 東西ドイツ統一後、所蔵資料は連邦公文書館又は外務省政治文書館 (PAAA) で所蔵されている。なお、統一直前 (東ドイツの末期) 数か月間で文書ファイルの破壊や廃棄が行われ、特に1980年代後半の東ドイツ外務省の文書には欠損が見られる。

(24) 児玉訳, 戸田 前掲注 (2), p.52.

連邦公文書館が充実し、活動実績が高まるにつれ、組織・施設の確固とした法的根拠が求められるようになっていた。また、公文書の公開は生成後30年⁽²⁵⁾とされていたため、西ドイツ建国30周年の1979年までには公文書の統一的な公開原則を立てる必要があった。こうした状況の中、連邦公文書館資料の利用の権利について明確化する法規制の必要性が、主に歴史学の分野から強く主張されており、同時に、公文書の廃棄等の選別が、法的根拠のない行政決定のみに基づいて行われていることに対する懸念も指摘されていた⁽²⁶⁾。

さらに、法制度の整備という点に関して重要な契機となったのが、個人情報の保護の問題である⁽²⁷⁾。1977年には連邦データ保護法⁽²⁸⁾が制定され、個人データの官庁による又は官庁への提供について、当該官庁の任務の遂行のために必要な場合等に限り許容されると規定された。このため、個人データを含む公文書を扱う連邦公文書館についてその任務の根拠が単なる行政規則では不十分との考えから、立法を求める声が高まっていた。特に1983年12月15日の連邦憲法裁判所の「国勢調査判決」⁽²⁹⁾が、個人の「情報上の自決権」（個人に関するデータの使用及び引渡しは、各個人が決定できる）を基本権と認め、1984年に予定されていた国勢調査を一部違憲としたことも、公文書に関する連邦法の制定を促すこととなった。基本権を侵害する可能性のあるデータ公開について規定し、データ保護とデータ利用の衝突関係を解決する法律の必要性が、これによって一段と高まったからである。

1984年8月24日に連邦参議院に提出された法案は、公文書の利用という市民の権利の保障とデータ保護（個人情報保護）の両立が焦点となっていた⁽³⁰⁾。同法案は、①歴史的に重要な公文書を散逸等から保護し、②公文書の利用権について法律によって明文化し、③利用権とデータ保護の衝突関係を法的に解決し、④連邦法上の情報秘匿条項との法的関係性を明確化することを目指していた。法案審議において、各党は利用保障（①、②）とデータ保護（③、④）について高く評価したが、利用の時期を早めるための個人情報の匿名化をめぐる紛糾のため、議会期終了により、いったん廃案となった。1987年1月の連邦議会選挙後、再提出された法案は1987年12月18日に成立し、連邦公文書館法は、1988年1月6日に連邦大統領の認証を得て、同月14日に公布され、公布の翌日15日に施行された⁽³¹⁾。同法は、憲法機関⁽³²⁾及び連邦の公的機関等で生成する永続的な価値を有する文書の連邦公文書館への引渡し、利用、一般的なデータ保護及び機密保持、個人情報に関する当事者への情報提供義務等を規定した。

(25) 1958年1月8日の閣議決定「連邦省共通事務規則」（前掲注(9)）や「1969年9月11日の連邦内務大臣の命令：連邦公文書館の利用規則」（„Benutzungsordnung für das Bundesarchiv: erlassen vom Bundesminister des Innern am 11. September 1969 – K 3-325157/1“, *Der Archivar*, 23(1), März 1970, pp.69–71.）が、生成後30年を経た公文書の公開を定めている。児玉訳、戸田 前掲注(2), p.52.

(26) 木藤茂「ドイツにおける公文書の管理と保存」総合研究開発機構・高橋滋編『政策提言—公文書管理の法整備に向けて—』商事法務, 2007, pp.162-163.

(27) 同上

(28) Gesetz zum Schutz vor Mißbrauch personenbezogener Daten bei der Datenverarbeitung (Bundesdatenschutzgesetz - BDSG) vom 27. Januar 1977 (BGBl. I S. 201). 現行法は、Bundesdatenschutzgesetz (BDSG) vom 30. Juni 2017 (BGBl. I S. 2097) <https://www.gesetze-im-internet.de/bdsg_2018/>である。

(29) BVerfG, Urteil des Ersten Senats vom 15. Dezember 1983 - 1 BvR 209/83 - Rn. (1-215), <https://www.bundesverfassungsgericht.de/e/rs19831215_1bvr020983.html>; 戸田典子「西ドイツの87年国勢調査」『レファレンス』441号, 1987.10, pp.48-55.

(30) 上代庸平「ドイツ連邦州における公文書館法の特徴」『社会科学研究』31(2), 2011.3, pp.4-5; 児玉訳、戸田 前掲注(2), p.53.

(31) 法案審議の経緯については、以下を参照。„Basisinformationen über den Vorgang [ID: 11-176566].“ Deutscher Bundestag website <<http://dipt.bundestag.de/extrakt/ba/WP11/1765/176566.html>>

(32) 連邦の憲法機関は、連邦議会、連邦参議院、連邦大統領、連邦政府、連邦憲法裁判所、合同会議 (Gemeinsamer Ausschuss. 防衛事態で議会が集会することができない場合又は議決能力を欠く場合に活動する。)、連邦会議 (Bundesversammlung. 連邦大統領の選挙を任務とする。) である。

(2) 旧東ドイツ公文書の移管

1989年11月のベルリンの壁崩壊から1年に満たない1990年10月3日、ドイツ再統一が実現した。統一条約⁽³³⁾に基づき、東ドイツはドイツ連邦共和国(西ドイツ)に新たな5州として編入され、統一されたベルリンが首都となった。憲法(ドイツ基本法)を始めとして、西ドイツの連邦法のほとんどがそのまま東ドイツに適用されることとなり(統一条約第8条)、連邦公文書館法も改正され、同法が対象とする公文書に東ドイツの国家機関のものが追加された。これにより、ポツダムの中央国家公文書館が1990年から連邦公文書館ポツダム支部となる(1996年まで)など、東ドイツの国家機関の公文書等が、連邦公文書館に編入されることとなった。

ただし、東ドイツは事実上の一党独裁制による社会主義国家であり、国家機関だけが国家と社会を統制管理する政治的決定を行っていたわけではない。このため、東ドイツの政権を担っていたドイツ社会主義統一党(Sozialistische Einheitspartei Deutschlands: SED)等の文書を連邦公文書館に移管するための公文書館法改正⁽³⁴⁾が、1992年に行われた。これにより、東ドイツの国家機能の行使によって生じた全ての文書に対するドイツ連邦共和国の請求権が規定され、連邦公文書館に公法上の非独立財団として、「DDR(ドイツ民主共和国)の政党及び大衆組織の文書財団(Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR: SAPMO)」が設置された⁽³⁵⁾。

一方で、東ドイツ社会に監視網を張りめぐらせ、反体制運動を弾圧していた秘密警察シュタージについては、その文書の扱いが東西ドイツ統一条約締結に際して焦点となった⁽³⁶⁾。統一条約の草案で、シュタージ文書を他の公文書と同様に扱い、連邦公文書館へ移管することが記されると、平和革命を成し遂げ、独裁体制の実態を示すシュタージ文書を、シュタージが実際に活動して文書が発生した場所である東ドイツの各地で保管し、犠牲者の名誉回復等のために文書利用を保障する管理体制を構築したばかりの東ドイツの市民団体は、激しい反対運動を繰り広げた。その結果、シュタージ文書の管理については、統一後に決定されることとなり、1991年12月、東ドイツの各地でシュタージ文書を管理し、監視されていた当事者及び第三者の情報アクセス権を認めるシュタージ文書法⁽³⁷⁾が制定された。シュタージ文書を管理する連邦上級官庁(連邦受託官⁽³⁸⁾)が新た

(33) Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands (Einigungsvertrag) vom 31. August 1990 (BGBl. 1990 II S. 889). <<https://www.gesetze-im-internet.de/einigtvtr/>>

(34) Gesetz zur Änderung des Bundesarchivgesetzes vom 13. März 1992 (BGBl. I 1992 S. 506). 法案審議の経緯については、以下を参照。„Basisinformationen über den Vorgang [ID: 12-153923].“ Deutscher Bundestag website <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP12/1539/153923.html>>

(35) „Erlass über die Errichtung der SAPMO: Erlass des Bundesministers des Innern über die Errichtung einer „Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR“ im Bundesarchiv vom 6. April 1992 (GMBI. S. 310-312).“ Bundesarchiv website <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Rechtsgrundlagen/Weitere-Rechtsgrundlagen/Errichtungserlass/errichtungserlass.html>>; „Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR im Bundesarchiv (SAPMO).“ *idem* <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Artikel/Ueber-uns/Organisation/sapmo.html>> なお、同財団所蔵資料に対しては、30年間の保護期間の適用は行わず、直ちに公開された。

(36) 個々の市民を監視したシュタージ(Staatssicherheitsdienst)の文書は、東ドイツ市民の記録400万点、西ドイツ市民の記録200万点から成り、東ドイツの民主化運動はこの文書の公開を求めている。東西ドイツ統一時のシュタージ文書をめぐるとの状況については、以下を参照。戸田典子「ドイツ統一と「シュタージ文書」(CA706)」『カレントアウェアネス』No.136, 1990.12.20. <<http://current.ndl.go.jp/ca706>>; 齋藤純子「海外法律情報 ドイツ 国家保安警察文書法可決」『ジュリスト』No.992, 1992.1.1-15, p.189; 戸田典子「シュタージ記録法発効 (CA790)」『カレントアウェアネス』No.150, 1992.2.20. <<http://current.ndl.go.jp/ca790>>

(37) Gesetz über die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik (Stasi-Unterlagen-Gesetz - StUG) vom 20. Dezember 1991 (BGBl. I S. 2272). 現行法は、Stasi-Unterlagen-Gesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 18. Februar 2007 (BGBl. I S. 162) <<https://www.gesetze-im-internet.de/stug/>>である。

(38) 連邦旧東独国家保安省文書受託官(Bundesbeauftragten für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik: BStU)は、ベルリン本部と支部12か所で業務を行っている。„Das Stasi-Unterlagen-Archiv in der Region.“ BStU website <<https://www.bstu.de/archiv/standorte/>>

に置かれ、ベルリン及び旧東ドイツ5州に本部・支部を有する独自の文書管理制度が構築された。

(3) その他の改正—秘密保持と情報アクセス、映画—

その後も、公文書利用を拡大するための連邦公文書館法改正が進められた。

2002年には、公文書に関する国家機密保持規定と公文書利用の調整を図る改正法⁽³⁹⁾が制定された。国家機密保持規定の対象となる公文書館資料の公開制限期間（保護期間）を80年から20年短縮して60年にする可能性が開かれ、また、西ドイツの建国日である基本法制定日（1949年5月23日）以前の文書に対する学術研究、出版及び個人情報に関連するアクセスが可能となった。

2006年には、連邦行政機関が有する情報の公開について連邦情報自由法⁽⁴⁰⁾が制定され、同法第13条による連邦公文書館法の改正によって、連邦公文書館等に引き渡される前に公開されていた公文書館資料にも連邦情報自由法に基づく情報アクセス権が適用される旨が規定された。

2013年に制定された公文書館法第3次改正法⁽⁴¹⁾は、ドイツの映画遺産を保護するための法的規定を導入することを目的としたものである。既存の保護レベルを拡充し、ドイツの劇場映画の登録センターへの登録義務と、違反した場合の秩序違反行為⁽⁴²⁾の構成要件が規定された。

3 2017年の連邦公文書館法制定

連邦公文書館法の次の課題は、デジタル社会の進展への対応であった。IT技術を活用した行政プロセスの変革としては、1997年の電子署名の導入⁽⁴³⁾を嚆矢とし、電子化推進のための政策が実施されてきた⁽⁴⁴⁾。2013年には電子政府法⁽⁴⁵⁾が制定され、同法第6条が2020年1月1日の電子的な文書管理体制導入を規定した。これを受けて、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と社会民主党（SPD）は、2013年12月の連立協定⁽⁴⁶⁾の締結において、公文書の利用を容易にし、学術研究及び行政の電子化実現に資するよう、連邦公文書館法を改正することで同意した。

1988年の連邦公文書館法は、それまで全般的な改正は行われてはいなかったため、改正においては、構成から全面的に整理され、再編された。新たに、①保護期間の短縮を規定し、公

(39) Gesetz zur Änderung des Bundesarchivgesetzes Gesetz vom 5. Juni 2002 (BGBl. I S. 1782). 法案審議の経緯については、以下を参照。„Basisinformationen über den Vorgang [ID: 14-107157].“ Deutscher Bundestag website <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP14/1071/107157.html>>

(40) Gesetz zur Regelung des Zugangs zu Informationen des Bundes (Informationsfreiheitsgesetz - IFG) vom 5. September 2005 (BGBl. I S. 2722) <<https://www.gesetze-im-internet.de/ifg/>>; 今岡直子「諸外国における国家秘密の指定と解除—特定秘密保護法案をめぐって—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.806, 2013.10.31, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8331133_po_0806.pdf?contentNo=1>; 保坂榮次「翻訳 ドイツ連邦共和国における連邦情報公開の規定のための法律（情報自由法—略称 IFG）」『拓殖大学政治行政研究』2号, 2010, pp.163-205.

(41) Drittes Gesetz zur Änderung des Bundesarchivgesetzes vom 27. Juni 2013 (BGBl. I 2013 S. 1888). 法案審議の経緯については、以下を参照。„Basisinformationen über den Vorgang [ID: 17-48666].“ Deutscher Bundestag website <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP17/486/48666.html>>

(42) 秩序違反 (Ordnungswidrigkeit) とは、過料 (Geldbuße) が科される違法行為であり、秩序違反法 (Gesetz über Ordnungswidrigkeiten (BGBl. I 1987 S. 602)) によって規定される。

(43) デジタル署名法 (Gesetz zur digitalen Signatur (Signaturgesetz - SigG) vom 22. Juli 1997 (BGBl. I S. 1870)) の施行 (1997年8月1日) による。同法は、「情報・コミュニケーションサービス法」 (Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste (Informations- und Kommunikationsdienste-Gesetz - IuKDG) vom 22. Juli 1997 (BGBl. I S. 1870)) の第3条 (Artikel) として制定された (石井五郎「ドイツ マルチメディア法」『外国の立法』No.204, 1999.12, pp.233-238; 調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「ドイツ 情報・コミュニケーションサービス法」『外国の立法』No.204, 1999.12, pp.244-258.)。

(44) 渡辺富久子・古賀豪「ドイツにおける行政の電子化推進のための立法」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.38-84. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747938_po_02610004.pdf?contentNo=1>

(45) 電子行政を推進する法律 (Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung (E-Government-Gesetz - E-GovG) vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749) <<https://www.gesetze-im-internet.de/egovg/index.html>>

(46) 2013年の第18回連邦議会選挙後の第18議会期における政策協定。„Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD, 18. Legislaturperiode. Deutschlands Zukunft gestalten“, 2013, S.92.

文書の利用を容易にして学術研究等に活用できるようにすることや、②2020年の電子的文書管理導入に適合した連邦公文書館の業務推進力の確保、③暫定保存段階（中間書庫・デジタル中間書庫⁽⁴⁷⁾）における連邦官庁等のIT業務の負担軽減が目的とされた。なお、中間書庫に関する規定が連邦公文書館法に置かれたのは、これが初めてである。

連邦政府は、2016年5月6日に連邦参議院に法案⁽⁴⁸⁾を送付し、文化問題委員会（主務委員会）、財政委員会、法務委員会が法案審査⁽⁴⁹⁾を行い、6月17日に修正提案が連邦参議院で議決された。連邦議会へは9月15日に、連邦参議院の修正提案及び連邦政府の反論を付して、政府法案が提出された⁽⁵⁰⁾。連邦議会では、文化メディア委員会（主務委員会）、教育研究技術評価委員会、法務消費者保護委員会、内務委員会等が法案審査を行い、2017年1月11日の委員会審査報告書⁽⁵¹⁾で法案修正が勧告された。主務委員会が勧告した修正点は、連邦公的機関ではない組織からの文書の引受けと、連邦情報機関の文書に関する規定の明確化等である⁽⁵²⁾。当該法案修正案は、同月19日に連邦議会において、連立与党（CDU/CSU及びSPD）の賛成によって採択された。野党については、同盟90/緑の党（Bündnis 90/Die Grünen）は反対し、左派党（Die Linke）は棄権した⁽⁵³⁾。当該修正法案を連邦参議院は2月10日に可決し、「連邦公文書館法を新たに規定する法律」⁽⁵⁴⁾が成立した。同法は、3月10日に大統領認証を得て、15日に公布され、公布翌日の16日に施行された。同法については、第Ⅲ章で詳説する。

Ⅱ 公文書管理と連邦公文書館の現状

1 公文書管理と現行法令

(1) 公的機関の文書管理と公文書館

一般に公文書は、まず公的機関において作成され又は受領され、当該機関で整理されて管理される。業務において使用されている文書を「現用文書」、使用が終了した文書を「非現用文書」といい、保存期間の満了後に歴史的価値がある文書等、一部の文書が公文書館に移管されて永久保存され、残りの大半は廃棄される⁽⁵⁵⁾。利用制限期間（保護期間）が設けられ、公開まで時間を置く資料もある。保存期間満了前の非現用文書を暫定的に保管する「中間書庫」を有する国もあり、そこで保管されている文書は、「中間文書」、「半現用記録」などという。

(47) デジタル中間書庫については、以下を参照。„Digitales Zwischenarchiv des Bundes (DZAB).“ Bundesarchiv website <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Artikel/Anbieten/Behoerden/Zwischenarchive/digitales-zwischenarchiv.html>>

(48) Bundesrat, *Drucksache*, 234/16 (Gesetzentwurf), 6.5.2016. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/brd/2016/0234-16.pdf>> 法案は、連邦政府文化メディア受託官、連邦政府、連邦首相府によって策定された。審議の経緯については、以下を参照。„Basisinformationen über den Vorgang [ID: 18-74013].“ Deutscher Bundestag website <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/740/74013.html>> なお、ドイツにおける立法過程は、政府提出法案の場合、①連邦参議院の態度決定、②連邦議会での審議、③連邦参議院での審議の3段階で進む。立法過程の詳細については、以下を参照。小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1055, 2019.5.16, pp.8-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1>; 村上淳一ほか『ドイツ法入門 改訂第9版』有斐閣, 2018, pp.75-78.

(49) Bundesrat, *Drucksache*, 234/1/16, 6.6.2016. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/brd/2016/0234-1-16.pdf>>

(50) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/9633, 15.9.2016. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/096/1809633.pdf>>

(51) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/10813, 11.1.2017. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/108/1810813.pdf>>

(52) 情報機関の文書の連邦公文書館での保管についての規定の明確化は、重要な点として指摘される。Hannes Berger, „Neuregelung des Bundesarchivrechts“, *ZRP*, 2017, pp.15-18.

(53) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 18/212, 19.1.2017, S. 21275C.

(54) Gesetz zur Neuregelung des Bundesarchivrechts vom 10. März 2017 (BGBl. 2017 I S.410), *op.cit.* (3)

(55) ドイツを含む諸外国の公文書管理制度の概要については、以下を参照。川西晶大ほか「公文書管理の監視・統制—米英独仏における制度—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1017, 2018.10.16. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11168210_po_IB1017.pdf?contentNo=1>

ドイツにおいて連邦機関の公文書は、①処理、②公的機関内での保管、③暫定保管（中間書庫への移送）、④廃棄又は公文書館での永久保存（アーカイビング）という4つの段階に応じて、一部の例外を除き、統一的な規則に基づいて各連邦機関の権限と責任において管理される。公文書を廃棄するか連邦公文書館で永久保存するかの判断は、最終的に連邦公文書館の担当官で専門職であるアーキビスト（Archivar/Archivarin）が行い、個々の連邦機関は独断で廃棄することはできない⁽⁵⁶⁾。これにより、全官庁の統一的な文書管理制度が実現されるが、その際の③段階において、保存期間満了前の膨大な文書や電子文書を暫定保管するための中間書庫やデジタル中間書庫の役割は、実務上極めて重要である。各官庁は非現用文書の保管のための物的・人的資源が節約でき、連邦公文書館は早い段階から正式な移管の準備ができるからである。

このような公文書管理の法的根拠については、連邦官庁等における①から③までの文書管理⁽⁵⁷⁾と、連邦公文書館における③及び④の文書管理に関して、連邦レベルの法令がそれぞれ制定されている（(2)と(3)で詳述）。連邦機関による連邦公文書館への提供の申出と公文書の廃棄については、2つの法令のどちらにも規定がある。なお、連邦の公文書に関しては連邦法が、州の公文書に関しては州法が規定し、州レベルの公文書は州ごとに管理されている⁽⁵⁸⁾。また、中世に遡る文書館を備える自治体も少なくない。

(2) 連邦官庁の文書管理に関する法令

まず、①から③に至るまでの連邦官庁における文書管理については、連邦官庁の内部規定である2000年の「連邦省共通事務規則（GGO）」⁽⁵⁹⁾に基づき、2001年に連邦省共通の枠組指針「連邦省における記録資料（文書ファイル及びドキュメント）の処理及び管理のための指針（RegR）」⁽⁶⁰⁾（以下「指針」という。）が定められている。

指針は、全3章⁽⁶¹⁾24か条及び10の附則から成り、GGOの電子政府に関する規定に適合するよう、紙の文書に加えて、電子文書の処理、登録、文書ファイル管理の手続を規定する⁽⁶²⁾。指針第2条「行政事務の透明性」において、文書管理は、行政の業務が「文書主義の原則」に基

(56) ドイツの公文書の管理保存全般については、以下を参照。木藤 前掲注(26), pp.159-180; 木藤茂「公文書管理に関する各国の取り組み ドイツ」右崎正博・三宅弘編『情報公開を進めるための公文書管理法解説』日本評論社, 2011, pp.130-132; 同「外国の公文書管理法制—ドイツ—」『ジュリスト』No.1316, 2006.7.15, pp.64-68.

(57) ドイツの行政文書管理の詳細については、以下を参照。縣公一郎「行政文書管理のあり方—ドイツの文書管理構想を参考にして」総合研究開発機構・高橋編 前掲注(26), pp.169-213.

(58) 連邦制のドイツにおいて、基本法が連邦に立法権限を与えていない限り、州が専属的立法権限を持つ（基本法第70条第1項）が、公文書館に関しては、基本法第74条第1項第13号に定める学術助成に関する連邦と州の競合的立法権限を根拠として、基本法第91b条に定める研究に関する連邦と州の協力関係に基づき、連邦の公文書に関しては連邦法が、州の公文書に関しては州法が規定する。州の公文書館に関しては、1987年のバーデン・ヴェルテンベルク州による州法制定を始めとして、1997年までに全ての州で公文書館法が制定された。上代 前掲注(30), pp.4-8; 木藤 前掲注(26), p.163.

(59) Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien (GGO) vom 26. Juli 2000 (GMBI S. 526), zuletzt geändert durch Beschluss vom 1. September 2011 (GMBI S. 576) <http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwwbund_21072009_O11313012.htm> 第4章第12条第2項において、案件処理の状態と経過について、文書保存期間中はいつでも電子又は紙媒体の文書ファイルから探索できるようにしなければならないことと、詳細は文書管理に関する指針（RegR）で定めることが規定されている。2000年の「連邦省共通事務規則」については、以下を参照。古賀豪「ドイツ連邦政府の事務手続—連邦省共通事務規則—」『外国の立法』No.214, 2002.11, pp.130-163. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000525_po_21403.pdf?contentNo=1>

(60) Richtlinie für das Bearbeiten und Verwalten von Schriftgut (Akten und Dokumenten) in Bundesministerien (RegR) vom 11. Juli 2001 (GMBI S. 471) <https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/DE/veroeffentlichungen/themen/ministerium/registraturrichtlinie.pdf?__blob=publicationFile&v=6>

(61) 構成は、「第I章 一般規定」（第1条～第5条）、「第II章 案件処理（Bearbeiten von Geschäftsvorfällen）」（第6条～第9条）、「第III章 記録資料管理（Verwalten von Schriftgut）」（第10条～第24条）である。ibid.

(62) GGOの関連規定は、業務における電子的手続（GGO第12条）、電子文書の取扱い（同第13条）、連邦省庁間の情報通信システム化（同第5条）である。ibid., S.4.

づいて遂行されることの土台であり、かつ、「行政活動を透明で、後から理解し得るものに確実になさせ、適正にアーカイビング (Archivierung) を行うための前提」であると規定される⁽⁶³⁾。

文書関連の用語は、次のとおり定義される (指針第3条)。「記録資料 (Schriftgut)」は、連邦政府が作成・受領した全ての文書 (情報媒体の種類・形式を問わない) を表す一般用語である。「ドキュメント文書 (Dokument)」は、紙媒体で又は電子的に作成・管理される個々の書類、ファクシミリ、電子メール、データベースその他のファイルのことで、メタ情報などの追加情報も全て含まれる。一連のドキュメント文書を案件単位でまとめたのが「関連文書群 (Vorgang)」で、「文書ファイル (Akte)」のサブユニットとなる。文書ファイルは、ドキュメント文書をまとめて、固有の番号と内容標記を付して整理したもので、番号等とともに「文書ファイル目録 (Aktenverzeichnis)」に登録される。文書ファイルの構築と番号付与は、業務に適合した体系的な整理の枠組み「文書ファイル計画 (Aktenplan)」に従って行われる。

処理が終了した記録資料については、原則として30年以下の保存期間が定められる (指針第19条)。処理終了後、紙の文書については、できる限り速やかに中間書庫へ直接提供するか又はそれまでの期間、文書管理を行う部署で保管することが義務付けられ (指針第20条)、電子文書については、保存期間満了後の連邦公文書館への提供の申出と完全な引渡し (指針第21条) が規定されている。保存期間を満了した記録資料は、連邦公文書館の書面による同意があれば、連邦官庁が廃棄することができる (指針第22条)⁽⁶⁴⁾。

(3) 連邦公文書館に関する法令—文書移管と中間書庫—

連邦公文書館について規定する法令としては、2017年連邦公文書館法の他に、利用規則⁽⁶⁵⁾及び費用規則⁽⁶⁶⁾が法規命令として定められている。ここでは、連邦官庁等からの公文書の移管等について、2017年連邦公文書館法に基づき概説する。

連邦公文書館の任務は、公文書館資料の永久保存、利用提供、学術的活用に加え、文書の永続的な価値の判断、連邦官庁等に対する文書管理等に関する助言である (連邦公文書館法第3条)。連邦公文書館への公文書の移管は、連邦官庁等からの提供申出 (Anbietung) と提供 (Abgabe) で始まる。連邦官庁等は、保有する文書が任務の遂行のために必要でなくなった場合には、その全てについて、連邦公文書館に提供申出を行わなければならないとされる (同法第5条)。

なお、前述のとおり、非現用文書はできる限り速やかに中間書庫へ移送することが指針で定められている。ただし、中間書庫にある資料は、保存期間の満了前に連邦公文書館が一時的に引き受けて、中間書庫・デジタル中間書庫に保管するものと規定され (同法第1条第11号)、連邦公文書館の責任は、文書の保管及び保全のために必要な技術的及び組織的措置に限られる (同法第8条第2項)。

(63) 文書主義の原則 (Grundsatz der Schriftlichkeit) については、以下を参照。木藤 前掲注 (26), pp.170-171; 同「公文書管理に関する各国の取り組み ドイツ」前掲注 (56), pp.130-132。

(64) 指針附則第5第1項第1号は、記録資料の保存期間の満了後、連邦公文書館が、提供申出機関と協議の上、更なる保存を行うかどうかを決定すると規定する。

(65) Verordnung über die Benutzung von Archivgut beim Bundesarchiv (Bundesarchiv-Benutzungsverordnung - BArchBV) vom 29. Oktober 1993 (BGBl. I S. 1857) <<https://www.gesetze-im-internet.de/barchbv/index.html>>

(66) 「連邦公文書館費用規則」(Verordnung über Kosten beim Bundesarchiv (Bundesarchiv-Kostenverordnung - BArchKostV) vom 29. September 1997 (BGBl. I S. 2380) <<https://www.gesetze-im-internet.de/barchkostv/index.html>>) は、連邦公文書館での資料の利用に係る手数料 (Gebühren) と経費 (Auslagen) について規定している。手数料とは連邦公文書館資料の利用、コピー等の複製品作成、オンライン利用等に際して課される料金のことであり、経費とは連邦公文書館資料又は図書館資料のコピー作成、電子ファイル複製、フィルム複製等に実際にかかる費用として徴収する料金のことである。

連邦公文書館は、連邦官庁等からの提供申出を受けて、文書を永久保存するか廃棄するかを決定する⁽⁶⁷⁾。その際、連邦公文書館が、提供申出機関と協議した上で当該文書の永続的な価値を確認した場合に、当該文書を公文書館資料として保管する（同法第3条第2項）。ここでいう協議は同意とは異なり⁽⁶⁸⁾、最終的な判断を行うのは連邦公文書館である。公文書館資料として保管することが決定された文書の提供は、紙の文書の場合は物権変動を伴う文書の移動を指し、電子文書の場合には、提供元の機関には原則としてファイルを消去して複製も残さず、完全に引き渡すことを意味する⁽⁶⁹⁾。

2 連邦公文書館の組織と資料

(1) 連邦公文書館の組織

連邦公文書館は、本部をコブレンツに置き、他に支部6か所（ベルリンのリヒターフェルデとライニケンドルフ、ラシュタット、フライブルク、パイロイト、ルートヴィヒスブルク）と中間書庫2か所（ボン近郊のザンクト・アウグスティン、ベルリン東部郊外ホッペガルテン）を持ち⁽⁷⁰⁾、組織としては9部門と1つの財団から成る⁽⁷¹⁾。2つの中間書庫では、ボンとベルリンそれぞれの連邦機関の公文書が暫定保管され、公文書館資料や図書館資料⁽⁷²⁾はコブレンツ以下各所で所蔵し、利用に供される。近年でも、ナチズム犯罪の司法追及、第二次世界大戦での戦死者情報など、新たな資料群が連邦公文書館へ編入された。以下、所在地別に主な資料を概説し、部門別業務を表に取りまとめて紹介する。

(2) 所在地別の業務と所掌資料等

本部のあるコブレンツでは、第二次世界大戦後の西側占領地区時代と1949年以降の全てのドイツ連邦共和国の文民部門の公文書が保管、管理されている⁽⁷³⁾。その他、個人的な由来を

(67) 連邦公文書館の担当官（アーキビスト）が評価選別を行うに当たっては、まず、職務上作成する文書の類型について、文書ファイル計画を参照しながら分析し、次に、文書の類型ごとに移管又は廃棄の方針が記されている評価カタログを参照しながら、目録を確認し、評価選別を行う。この際、原則として、実際の文書を確認することは行われていないとされている。「5. ドイツ」『公文書管理の在り方に関する調査報告書』（2016年度6月24日開催公文書管理委員会（第52回）資料1）三菱総合研究所、2016.3, pp.18-24, 104-123. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2016/20160624/20160624sankou5.pdf>>

(68) 「協議 (Benehmen)」とは、単に、別の官署に意見開示の機会を与えることであり、「共同決定 (Mitentscheidung)」を必要とするものではない。この点、立法機関又は行政官庁が、何らかの措置を取る前に、他の機関と提携して「相互了承 (Einverständnis)」しなくてはならない「合意 (Einvernehmen)」とは異なる。„Einvernehmen: Benehmen.“ Bundeszentrale für politische Bildung website <<http://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/recht-a-z/22078/einvernehmen>>

(69) ドイツ民法典 (BGB) 第929条の規定によれば、動産の物権変動をもたらす物権行為（法律行為）は、「合意 (Einigung)」と「引渡し (Übergabe)」から成る（村上 前掲注(48), p.167.）。連邦公文書館への文書の提供は、公的機関等による文書の提供申出をきっかけとし、連邦公文書館による文書の永続的な価値の確認によって、提供に関する両当事者の合意が成立し、当該合意に基づいて提供が行われる、という手順で成立すると考えられる。1988年連邦公文書館法 (BGBI. I S. 62) では、民法典における動産の物権変動と同じ「引渡し (Übergabe)」が用いられていたが、電子ファイル（無体物）を扱う2017年の新法では「提供 (Abgabe)」という語に置き換えられた。

(70) „Dienstorte.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Dienstorte/dienstorte.html>>

(71) „Abteilungen.“ Bundesarchiv website <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Organisation/Abteilungen/abteilungen.html>>

(72) 連邦公文書館6か所の本部・支部にはそれぞれ図書館が備えられ、200万点を超える出版物を所蔵し、連邦公文書館職員と利用者に提供している。図書館資料は、おおむね、そこにある部局が収集し構築する。蔵書の特徴は以下のとおり。コブレンツ：ドイツ連邦共和国、ベルリン＝リヒターフェルデ：1495年から1945年までのドイツの歴史、東ドイツ (DDR)、労働者及び労働組合並びにドイツ映画の歴史に関する文献、フライブルク：ドイツの軍事史、パイロイト：第二次世界大戦終結時の東欧及び南東欧からの避難及び追放に関する文献、ルートヴィヒスブルク：ナチズム犯罪追及、ラシュタット：ドイツにおける自由主義運動の歴史。„Bibliothek.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Artikel/Benutzen/Hinweise-zur-Benutzung/benutzen-hinweise-buecher.html>>

(73) „Koblenz.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Dienstorte/Koblenz/koblenz.html>>

持つ記録資料を所蔵し、連邦政府の閣議議事録集⁽⁷⁴⁾の編纂も行う。

ベルリン＝リヒターフェルデは、コブレンツを超える最大の施設規模と職員数を擁し、主要な所蔵資料は神聖ローマ帝国からドイツ・ライヒ⁽⁷⁵⁾終結に至るまでの時代と東ドイツ関連の文書である。第二次世界大戦における戦争犯罪を裁く国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判）と脱ナチ化の準備のために、米国占領軍が接収したナチス時代の文書⁽⁷⁶⁾も、ここで保管される。SAPMO⁽³⁾で詳説）も、ここに置かれている。

ベルリン＝ライニケンドルフには、2019年1月1日に、新たに第一次及び第二次世界大戦に由来する個人情報部門が置かれ、両大戦で軍務に就いていた者の個人情報、個々人の経歴（捕虜、戦死、行方不明等）及び戦没者の埋葬事情等がわかる資料の提供を所掌することとなった⁽⁷⁷⁾。前身は、1951年から連邦の事務として運営されていた「旧ドイツ国防軍戦死者の最近親者への通知のためのドイツ事務所（WAS^t）（Deutsche Dienststelle für die Benachrichtigung der nächsten Angehörigen von Gefallenen der ehemaligen Deutschen Wehrmacht（WAS^t）」⁽⁷⁸⁾（以下「ドイツ事務所（WAS^t）」という。）で、2018年の連邦公文書館法改正⁽⁷⁹⁾によって、連邦公文書館が全ての職員、任務とともに所蔵資料を引き継いだ。関連資料には、依然として処理が続いている現用文書も含まれる。

ラシュタットには、「ドイツ史における自由主義運動記念館」があり、19世紀の自由主義運動の歴史と、旧東ドイツにおける1989年平和革命に至るまでの抵抗運動が展示されている⁽⁸⁰⁾。

フライブルクには、軍事文書館（Militärarchiv）の部門が置かれており、1867年から現在までの軍当局の主要な公文書（専門文書ファイル、地図、建築図面、写真等）を所掌している⁽⁸¹⁾。

(74) „Willkommen bei der Online-Version der Edition „Die Kabinettsprotokolle der Bundesregierung“.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/cocoon/barch/0000/index.html>>

(75) ドイツ・ライヒ（Deutsches Reich）とは、プロイセンによるドイツ統一以降のドイツ帝国（1871-1918）、ワイマール共和国（1919-1934）及びナチ政権時代（1934-1945）である。山田 前掲注（8），p.150.

(76) 米国占領軍が、終戦直後にナチズム関連文書を管理するために設置したのが、ベルリン・ドキュメント・センター（Berlin Document Center: BDC）である。連邦公文書館は、1994年にBDCを引き継いで連邦公文書館ベルリン＝ツェーレンドルフ支部とし、1996年にベルリン＝リヒターフェルデの新館へ文書を移送した。主な文書は、ナチス党（正式名称は、国家社会主義ドイツ労働者党（Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei: NSDAP）。ナチ（Nazi）、ナチス（Nazis）とは、国家社会主義者（Nationalsozialist: NS）の俗称である。）の中心的な党員の情報、ナチス党の通信文、親衛隊（Schutzstaffel: SS）・突撃隊（Sturmabteilung: SA）の人物情報、ナチスの芸術政策を推進するための組織である帝国文化院（Reichskulturkammer: RKK）の人事情報等である。„Berlin Document Center: Hintergründe zu Geschichte und Hauptbeständen.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Artikel/Ueber-uns/Aus-unsere-Arbeit/berlin-document-center.html>>

(77) „Berlin-Reinickendorf.“ Bundesarchiv website <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Dienstorte/Berlin-Reinickendorf/berlin-reinickendorf.html>>; „Deutsche Dienststelle（WAS^t）.“ Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien/aufarbeitung-und-gedenken/dokumentation-und-archiv/deutsche-dienststelle>>

(78) ドイツ事務所（WAS^t）は、俘虜の待遇に関する1929年のジュネーブ条約（Convention relative to the Treatment of Prisoners of War, Geneva, 27 July 1929.）に基づいて1939年8月26日に設立された「戦没者及び捕虜のための国防軍情報事務所（Wehrmachtsauskunftsstelle für Kriegerverluste und Kriegsgefangene: WAS^t）」と、「1914年から1918年までの戦争犠牲者の記録事務所（Amt für die Erfassung der Kriegsoffer 1914-1918）」を前身とする。戦争末期には米国占領軍の監督下で運営され、1951年1月9日に連邦共和国とベルリン（当時、西ベルリン市）との間で結ばれた協定に基づき、連邦予算によって運営されてきた。当初の業務は、公的目的のための証明書発行（例えば軍務時期の証明書、死亡証明、報告通知）が主だったが、家族史調査や学術研究のための問合せにも対応しており、法定業務は、引き続き、連邦公文書館の下で行われる。„Bundesarchiv Abteilung PA.“ Deutschen Dienststelle（WAS^t） website <<https://www.dd-wast.de/de/startseite.html>>

(79) Gesetz zum Erlass und zur Änderung bundesrechtlicher Vorschriften in Bezug auf die Übernahme der Aufgaben der Deutschen Dienststelle für die Benachrichtigung der nächsten Angehörigen von Gefallenen der ehemaligen deutschen Wehrmacht durch das Bundesarchiv vom 4. Dezember 2018 (BGBl. I S. 2257, I 2019 S. 496) の第2条（Artikel）による改正。

(80) „Rastatt“, *op. cit.* (19)

(81) „Freiburg.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Dienstorte/Freiburg-im-Breisgau/freiburg-im-breisgau.html>>

地図と図面の復元・複製のための専門作業スペース、軍事公文書のための中間書庫を有し、連邦国防省、軍司令当局、連邦軍の部署及び連邦国防行政の文書ファイルを引き継いでいる。

バイロイト（バイエルン州）には、第二次世界大戦後の旧ドイツ・ライヒの東部領土及びドイツ人居住地域（以下「東欧及び南東欧」）から引き揚げた避難民や被追放者の物的被害に関連する文書を所蔵する負担調整文書館（Lastenausgleichsarchiv）が置かれている⁽⁸²⁾。負担調整文書館の任務は、①負担調整制度⁽⁸³⁾が対象とする全ての物的損失（農業用資産、土地資産及び事業用資産における損害）、②被追放者及び引揚者の経歴、③追放以前の数十年にわたる東欧及び南東欧のドイツ人居住地区のコミュニティ、社会及び文化の状況、④終戦から引揚げまでの当地におけるドイツ人の生活状況、⑤全ての負担調整業務⁽⁸⁴⁾について、文書化して記録し、これらの文書ファイルを調査や学術研究に活用できるようにすることである。

ルートヴィヒスブルク（バーデン＝ヴュルテンベルク州）は、1958年12月1日に西ドイツの全ての州司法当局の合同機関として設置された「ナチズム犯罪追及州司法当局中央機関（Zentralen Stelle der Landesjustizverwaltungen zur Aufklärung von NS-Verbrechen）」⁽⁸⁵⁾（以下「ナチス犯罪追及センター」という。）の文書を、2000年に連邦公文書館と各州が締結した協定⁽⁸⁶⁾に基づき、引き継いで管理する。なお、司法制度としてのナチス犯罪追及センターの活動は、同センターにおいてそのまま継続している。

(3) DDR（ドイツ民主共和国）の政党及び大衆組織の文書財団（SAPMO）

連邦公文書館に属する公法上の非独立財団であるSAPMOは、前述したように、ベルリン＝リヒターフェルデに置かれている。SAPMOは、東ドイツの非国家機関（政党等）で行われた政治的決定に関する文書を、連邦公文書館資料として所蔵し、管理する。1990年まで嚴重に秘匿されていた東ドイツの様々な団体の文書は、個人情報に関する文書に至るまで、この財団で自由に利用するこ

(82) 「戦争結果法分野の文書の中央アーカイビングに関する法律」(Gesetz über die zentrale Archivierung von Unterlagen aus dem Bereich des Kriegsfolgenrechts vom 6. Januar 1988 (BGBl. I S. 65) <<https://www.gesetze-im-internet.de/krarchg/>>) に基づく。„Bayreuth.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Dienstorte/Bayreuth/bayreuth.html>>; „Lastenausgleichsarchiv.“ Bundesamt für zentrale Dienste und offene Vermögensfragen website <https://www.badv.bund.de/DE/Lastenausgleich/Lastenausgleichsarchiv/lastenausgleichsarchiv_node.html>

(83) 戦争被害（Kriegsfolgelasten）の処理のため、1952年に制定された負担調整法（Gesetz über den Lastenausgleich (Lastenausgleichsgesetz - LAG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Juni 1993 (BGBl. I S. 845; 1995 I S. 248) <<https://www.gesetze-im-internet.de/lag/index.html>>) に基づく損害補償制度。社会的公平の立場から、戦時中及び戦後に生じた資産の喪失を、損害を受けなかった者の負担により調整する、物的損害補償の制度である。以下を参照。宍戸伴久「戦後処理の残された課題—日本と欧米における一般市民の戦争被害の補償—」『レファレンス』695号、2008.12, pp.131-133. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999630_po_069506.pdf?contentNo=1>

(84) 連邦上級官庁として設置された連邦調整庁（Bundesausgleichsamt: BAA）が所管する。旧西ドイツには、11の州負担調整庁が州の省庁の一部として存在したが、州レベルの職務完了により徐々に廃止された。市町村レベルの行政機関の一部として、幾つかの調整事務所（Ausgleichsämter）が存続している。2010年1月1日以降は、新たに、損害賠償における請求手続の遂行が、BAAの中核業務となり、2017年1月1日にBAAは連邦財務省から連邦内務省に移管された。„Bundesausgleichsamt.“ Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat website <<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/behoerden/DE/baa.html>>

(85) 各州は、裁判官又は検察官をナチス犯罪追及センターに派遣する義務を負う。„Ludwigsburg.“ Bundesarchiv website <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Dienstorte/Ludwigsburg/ludwigsburg.html>>; „Gründung und Zuständigkeit.“ Zentrale Stelle der Landesjustizverwaltungen zur Aufklärung nationalsozialistischer Verbrechen website <<http://www.zentrale-stelle.de/pb/Lde/Startseite/Einrichtung/Gruendung+und+Zustaendigkeit>>; 宮澤浩一「ナチス犯罪の追及と西ドイツ刑事司法」『法学研究』61(2), 1988.2, pp.9-69. <http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880228-0009>; 熊野直樹「戦後ドイツにおける戦争の記憶と現在」『法政研究』73(2), 2006.10, p.59. <https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/10709/KJ00004857836.pdf>

(86) Vereinbarung für die Übernahme der Unterlagen der Zentralen Stelle der Landesjustizverwaltungen zur Aufklärung nationalsozialistischer Verbrechen in Ludwigsburg durch das Bundesarchiv.(各州で公示。例えば、ザールラント州司法省ウェブサイト <http://sl.juris.de/sl/gesamt/BArchZStUebnVbg_SL.htm#BArchZStUebnVbg_SL_II>); „Übernahme der Unterlagen der Zentralen Stelle durch das Bundesarchiv.“ Bundesarchiv website <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Rechtsgrundlagen/Weitere-Rechtsgrundlagen/uebernahme-Unterlagen-Zentrale-Stelle/vereinbarung.html>>

とができる。文書の提供を行った機関・組織の数は30を超え、ドイツ社会主義統一党（SED）の党文書（政治局、中央委員会、党所有の訓練施設等の文書）とともに、労働組合の中央組織である自由ドイツ労働総同盟（Freier Deutscher Gewerkschaftsbund: FDGB）、SEDが保管していたドイツ共産党（Kommunistische Partei Deutschlands: KPD）⁽⁸⁷⁾の文書、自由ドイツ青年団（Freie Deutsche Jugend: FDJ）のような大規模組織やドイツ・ソビエト友好協会等の文書も、SAPMOに移管された。

表 連邦公文書館の組織—各部門と財団の業務—（2019年6月現在）

部門等	業務概要	所在地
Z 部門（中央管理） Abteilung Z (Zentrale Verwaltungsangelegenheiten)	連邦公文書館の中央管理業務を所掌する。各部署に人事、組織、技術及び財務に関するリソースを提供する。ベルリン、フライブルク、バイロイト、ホッペガルテンの各所にも部署（Referat）が置かれ、職員を配置している。	本部はコブレンツ
GW 部門（原則及び科学） Abteilung GW (Grundsatz und Wissenschaft)	公文書管理（アーカイビング）分野の政策と科学的分野を担当する。所蔵資料の構築、広報、訓練、国際関係及び公文書管理法関連疑義等の広範な専門的事案を調整し、戦略的な計画立案に関する管理業務支援を担う。また、連邦公文書館の学術出版編集を所掌する部署を統括する。	本部はコブレンツ
ドイツ史における自由主義運動記念館 Erinnerungsstätte für die Freiheitsbewegungen in der deutschen Geschichte	常設展示で、19世紀の自由主義運動の歴史を扱い、2009年からは東ドイツの抵抗運動・1989年平和革命も扱っている。若者が自由主義・民主主義の価値について学ぶ歴史教育・政治教育の場として、設置された。様々な論点を提示するガイドツアーが、グループ学習や課外学習のために行われている。	ラシュタット
AT 部門（アーカイブ技術及び専門サービスセンター） Abteilung AT (Archivtechnik und zentrale fachliche Dienstleistungen)	アーカイブ技術の横断的な業務を所掌する部門として、2015年3月に設置され、2019年3月にIT部門が独立した。現在は、映像分野を含む、所蔵資料の保存及び所蔵方法を所掌する部署から成る。中間書庫にも配置されている。	ベルリン コブレンツ ホッペガルテン
IT 部門（情報技術） Abteilung IT (Informationstechnik)	2019年3月に、特にデジタル変換を担当する部門として設置された。連邦公文書館のほぼ全ての事業場所に職員を配置し、特にアーカイブ専門のIT技術、デジタル保管庫及びデジタル中間書庫の計画立案及び開発を担う。	ほぼ全ての事業場所
B 部門（ドイツ連邦共和国） Abteilung B (Bundesrepublik Deutschland)	ドイツ連邦共和国（西側占領地区の時代を含む）の中央文民組織から公文書を引き継ぐ。記録資料の管理の組織化について各連邦機関へ助言することも、この部門の業務である。中間書庫（ザンクト・アウグスティン、ホッペガルテン）を所管する。	コブレンツ ザンクト・アウグスティン ホッペガルテン
負担調整文書館 Lastenausgleichsarchiv	第二次世界大戦後に東欧及び南東欧（旧ドイツ・ライヒの東部領土及びドイツ人居住地域）から引き揚げた避難民や被追放者の物的被害に関連する文書と負担調整制度の業務遂行に係る公文書を所蔵する。具体的には、物的損失（農業用資産、土地資産及び事業用資産における損失）、オーデル・ナイセ線以東地域（1919-1945）の行政、経済及び事件の報告、チェコスロバキア（1919-1945）におけるドイツ民族集団の生活に関する報告等である。	バイロイト

(87) ドイツ共産党（Kommunistische Partei Deutschlands: KPD）は1919年に設立され、1956年の連邦憲法裁判所の違憲判決後も、1971年まで西ドイツ国内で違法に活動を継続していた。なお、DKP（Deutsche Kommunistische Partei, ドイツ共産党）は、1968年に改めて西ドイツにおける合法政党として結成された組織である。

<p>ナチズム犯罪捜査のための州司法当局中央機関（ナチス犯罪追及センター） Zentralen Stelle der Landesjustizverwaltungen zur Aufklärung von NS-Verbrechen</p>	<p>1958年以降に、連邦検察庁・連邦裁判所で扱われたナチズム事件のほぼ全容がわかる文書（ナチス政権下の公式記録資料の他、起訴状・判決文、被告、証人及び被害者の膨大な証言等）を所蔵する。検索システムによって、個人名（70万人）、地名（26,000か所）、民間団体、党、警察、軍隊等の組織・団体（4,200）のメンバーから、個々のドキュメント文書のレベルまで検索することができる。2004年9月から、ナチズム犯罪への司法対応に関する常設展示が行われ、課外学習の場としても活用されている。</p>	<p>ルートヴィヒスブルク</p>
<p>BE 部門（整備） Abteilung BE (Bereitstellung)</p>	<p>旧ドイツ・ライヒ部門（R 部門）と旧ドイツ民主共和国部門（DDR 部門）をまとめた部門。旧ベルリン・ドキュメント・センター（BDC）のナチズム関連の文書も所蔵する。連邦公文書館の利用の利便性は、長年にわたり課題となっており、長期的には、全ての利用プロセスに対し指揮を執り、利用手順を統一し、最適化する予定である。</p>	<p>ベルリン＝リヒターフェルデ</p>
<p>PA 部門（第一次及び第二次世界大戦に由来する個人情報） Abteilung PA (Personenbezogene Auskünfte zum Ersten und Zweiten Weltkrieg)</p>	<p>主に第一次世界大戦と第二次世界大戦中の軍務従事者に関する個人情報の提供、個々人の経歴（捕虜、戦没、行方不明等）及び戦没者の埋葬事情等を明らかにすることを任務とする。2019年1月1日に、「旧ドイツ国防軍戦死者の最近親者への通知のためのドイツ事務所（WASSt）」の業務と資料を引き継いだ。</p>	<p>ベルリン＝ライニケンドルフ</p>
<p>MA 部門（軍事文書館） Abteilung MA (Militärarchiv)</p>	<p>連邦共和国及びその前身の軍当局の主要な公文書を所掌している。軍事公文書のための中間書庫を備えている。所蔵資料の大半は、連邦国防省（Bundesministeriums der Verteidigung）及び連邦国防行政（Bundeswehrverwaltung. 基本法第87b条に規定）、東ドイツの国民人民軍（Nationalen Volksarmee）及び国境警備（Grenztruppen）、ナチス時代の国防軍（Wehrmacht）及び武装親衛隊（Waffen-SS）、ワイマール共和国軍（Reichswehr）、防衛隊（Schutztruppe. 19世紀末から1918年までのアフリカのドイツ帝国植民地における植民地軍の正式名称）及び義勇軍（Freikorps. 18世紀から20世紀初頭までの義勇軍）、1867年以降のプロイセン軍（Preußischen Armee）、北ドイツ連邦（1867年にプロイセンを中心に北ドイツ及び中部ドイツの一部の国が結成した連邦）の海軍（Norddeutsche Bundesmarine）並びに帝国海軍（Kaiserlichen Marine）に由来する文書である。</p>	<p>フライブルク</p>
<p>FA 部門（映像アーカイブ） Abteilung FA (Filmarchiv)</p>	<p>連邦公文書館の映像部署（1990年以前）と東ドイツの国家映像アーカイブ（Staatliche Filmarchiv: SFA）から資料を引き継ぎ、まとめて管理している。連邦公文書館法（BGBl. I 2017 S. 410）及び映画助成法（BGBl. I 2016 S. 3413）等に基づき、映像資料を積極的に収集している。コブレンツにある画像、地図、図面、ポスター及び録音の部署も、この部門に属す。</p>	<p>ベルリン＝リヒターフェルデ コブレンツ</p>
<p>DDR（ドイツ民主共和国）の政党及び大衆組織の文書財団 SAPMO (Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR im Bundesarchiv)</p>	<p>連邦公文書館に属する公法上の非独立財団である。旧東ドイツ（DDR）の国家機関以外の組織で行われた政治的決定に関する文書を所管する。ドイツ社会主義統一党（SED）の党文書（政治局、中央委員会、党所有の訓練施設等の文書）、労働組合の中央組織である自由ドイツ労働総同盟（FDGB）、SEDが保管していたドイツ共産党（KPD）の文書、自由ドイツ青年団（FDJ）のような大規模組織やドイツ・ソビエト友好協会等の文書である。</p>	<p>ベルリン＝リヒターフェルデ</p>

（出典） „Abteilungen.“ Bundesarchiv Website <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Navigation/Meta/Ueber-uns/Organisation/Abteilungen/abteilungen.html>>; „Stiftung Archiv der Parteien und Massenorganisationen der DDR im Bundesarchiv (SAPMO).“ *idem* <<http://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Artikel/Ueber-uns/Organisation/sapmo.html>> 等を基に筆者作成。

Ⅲ 2017年の連邦公文書館法

1 構成と概要

(1) 連邦公文書館法を新たに規定する法律

2017年3月10日の「連邦公文書館法を新たに規定する法律」⁽⁸⁸⁾は、デジタル時代に適合した公文書管理制度を実現し、連邦公文書館資料を利用しやすくし、特に学術研究への活用を容易にすることを目的として制定された（制定経緯については、Iの3を参照）。保護期間の短縮等による公文書活用の推進、電子政府法施行に合わせたIT業務の効率化と併せて、1988年連邦公文書館法では分散していた定義や連邦公文書館の国家的公文書館としての概念（任務、保存すべき文書、判断基準）が整理された。

同法は、全6条（Artikel）の条項法⁽⁸⁹⁾で、第1条（Artikel）で新しい「連邦公文書館資料の利用及び保全に関する法律（連邦公文書館法）」⁽⁹⁰⁾を制定する。さらに、他の機関の公文書管理についても、同じ利用水準が可能となるように、第2条（Artikel）は、外交事務法（1990年制定）⁽⁹¹⁾を改正し、外務省政治文書館（PAAA）における公文書利用に連邦公文書館法の規定を準用すると規定を追加する⁽⁹²⁾。また、第3条（Artikel）は、連邦情報庁法（1990年制定）⁽⁹³⁾を改正し、連邦情報庁⁽⁹⁴⁾に対し同庁の活動公開に関連して個人情報データを公開する権限を付与する⁽⁹⁵⁾。その他、第4条（Artikel）では、新法制定によって無効となる施行前の旧連邦公文書館法改正条文を廃し⁽⁹⁶⁾、第5条（Artikel）で関連する多数の法律の条文の改正を規定し、第6条（Artikel）で公布翌日の施行と1988年制定の連邦公文書館法の廃止を規定する。

(2) 連邦公文書館資料の利用及び保全に関する法律

第1条（Artikel）により制定された新しい連邦公文書館法は、2019年1月現在、全20条⁽⁹⁷⁾から成る。新たに各条に「見出し」が付された。まず、定義規定がまとめられ（第1条）、組織の位置付けと所管が明確化された（第2条、第3条）。次いで、特別な任務であるドイツ事務所（WASSt）とSAPMO（第3a条、第4条）、文書移管（第5条～第7条）、暫定保存段階である中間書庫・デ

(88) Gesetz zur Neuregelung des Bundesarchivrechts (BArchRNG k.a.Abk.) vom 10. März 2017 (BGBl. I S. 410), *op.cit.* (3)

(89) 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

(90) Gesetz über die Nutzung und Sicherung von Archivgut des Bundes (Bundesarchivgesetz - BArchG) vom 10. März 2017 (BGBl. I S. 410), *op.cit.* (3)

(91) Gesetz über den Auswärtigen Dienst (GAD) vom 30. August 1990 (BGBl. I S. 1842) <<http://www.gesetze-im-internet.de/gad/>> 外務省の業務等を規定する。

(92) GAD 第10条「外務省政治文書館」を改正し、学術研究、調査その他のあらゆる利用者集団が、連邦公文書館と同じ条件で外務省政治文書館（PAAA）へアクセスでき、利用できることとした。これによって、連邦の公文書をめぐる状況が、公文書館によって分断されることがなくなる。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(50), S.1.

(93) Gesetz über den Bundesnachrichtendienst (BND-Gesetz - BNDG) vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2979) <<http://www.gesetze-im-internet.de/bndg/>>; 渡辺富久子「ドイツの連邦情報庁法—対外情報機関の活動の法的根拠—」『外国の立法』No.275, 2018.3, pp.55-80. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11052072_po_02750005.pdf?contentNo=1>

(94) 連邦情報庁 (Bundesnachrichtendienst: BND) は、ドイツ連邦政府の情報機関の一つで、国内外において外国に関する情報を収集し、分析することを任務とする。なお、他の連邦情報機関は、連邦憲法擁護庁 (Bundesamt für Verfassungsschutz: BfV) と連邦軍事防諜庁 (Bundesamt für den Militärischen Abschirmdienst: BAMAD) である。渡辺 同上, pp.55-56.

(95) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (50), S.2.

(96) 2017年制定の新法第19条の規定と同様の条文を旧法に置くための連邦手数料法構造改革更新法 (BGBl. I 2016 S. 1666) 第4条第35項 (2018年8月14日施行予定) を廃したものである。

(97) 制定時には全19条だったが、2018年制定法 (前掲注(79)) の第2条 (Artikel) によって改正され、ドイツ事務所 (WASSt) について規定する第3a条が追加された (2019年1月1日施行)。

デジタル中間書庫（第8条）、公文書の永久保存、利用、保護期間、利用制限（第9条～第13条）に関する規定が置かれた。その他、個人情報に関する当事者の権利（第14条）、公文書を連邦公文書館に提供した機関（第15条）、保護期間満了前資料の複製の他機関への送信（第16条）、劇場映画の登録義務とそれに関する過料規定（第17条、第18条）、連邦公文書館利用規則と劇場映画登録規則を制定する権限の授権（第19条）について規定された。

2 新たな規定

2017年の連邦公文書館法によって変更された保護期間は、次のとおりである（第11条、第12条）。①個人情報保護期間（非公開期間）は死後30年から10年に短縮され、②公務担当者の公務執行に関しては保護期間が廃止され、また現代史上の重要人物についても、保護対象であるプライバシー以外の保護期間が廃止され、③秘密文書の60年の保護期間は、公共の利益となる場合には最短30年まで短縮すること又は最長90年まで延長することが可能とされた。

また、電子政府法によって2020年までの導入が規定されている電子的文書管理への対応については、連邦官庁等のIT業務の負担軽減のため、次のとおり定められた。送信形式及びデータフォーマットは既存の連邦行政機関の規定に従うこと（第5条第3項、第8条第3項）、デジタル中間書庫を設置すること（第8条第1項）、電子文書管理システムに関する連邦官庁等への情報提供を連邦公文書館の任務とすること（第3条第4項）、である。特に、システムに関する連邦公文書館の助言・支援という新たな任務は、連邦官庁等の提供申出等の情報提供義務と対を成すものとされる⁽⁹⁸⁾。

3 規定内容

(1) 組織、命令授権（第2条、第19条）

連邦公文書館は、連邦大臣級の連邦政府文化メディア受託官（Beauftragter der Bundesregierung für Kultur und Medien: BKM）⁽⁹⁹⁾の下に置かれた独立の連邦上級官庁である（第2条）。BKMには、連邦公文書館の公文書館資料・図書館資料の利用規則、劇場映画の義務的登録の手續及び形式に関して、連邦参議院の同意を要しない法規命令を發布する権限が付与される（第19条）。

(2) 定義、任務（第1条、第3条）

連邦公文書館資料（Archivgut des Bundes）は、連邦公文書館が保存期間の満了後に恒久的に引き継いだ永続的な価値を有する文書を指し（第1条第2号）、中間書庫資料（Zwischenarchivgut）は、連邦公文書館が保存期間の満了前に一時的に引き受けて、中間書庫又はデジタル中間書庫に保管されているものを指す（同第11号）。文書（Unterlagen）とは、あらゆる種類の記録であって、記録媒体の種類を問わない（同第9号）。永続的な価値を有する文書とは、まず、その政治的、法的、経済的、社会的又は文化的な内容から、①歴史研究・現状把握、②国民の正当な利益の保護、③立法・行政・司法のいずれかのために、特別に意義がある文書である。また、④法令又は協定に基づき恒久的に保存しなければならない文書である（同第10号）。

(98) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (50), S.48.

(99) 連邦政府文化メディア受託官（Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien: BKM）は、連邦レベルの文化政策・メディア政策を所管するため、1998年に連邦首相府に置かれた、連邦首相直属のポストである。連邦内閣の閣議に参加する連邦政府構成員であり、連邦大臣級であることを示すため、呼称としては文化メディア国務大臣（Staatsministerin für Kultur und Medien）が用いられている。BKMの役所（Amt der Beauftragten der Bundesregierung für Kultur und Medien）も、連邦省同様の連邦最高官庁に位置付けられている。„Staatsministerin für Kultur und Medien.“ Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien>>

連邦公文書館の任務は、連邦公文書館資料を恒久的に保存し、利用に供し、学術的に活用することである（第3条第1項）。連邦公文書館には、連邦の公的機関等の文書について恒久的に保存すべき文書であるかどうかを判断する権限がある。その際、文書の提供申出を行う機関と協議するが、当該機関と共同決定する必要はない⁽¹⁰⁰⁾。このように永続的な価値の有無を評価しなければならない文書は、連邦公的機関の他、ドイツ連邦、ドイツ・ライヒ、第二次大戦後占領期の機関、旧東ドイツの国家機関・政党・各種組織の文書である（第3条第2項）。

これ以外の公的機関、非公的機関又は自然人の文書でも、連邦公文書館に提供及び提供申出がなされた場合には、連邦公文書館が当該文書の永続的な価値を認めたとき、連邦公文書館資料として受け入れることができる（第3条第3項）。この規定により、連邦公文書館は、国家の記憶（Gedächtnis des Staates）として、官庁等公的機関以外（教会、政党、重要人物、ジャーナリズム等）の文書を自発的な提供経路（寄付、購入、遺贈）によって収集することができる⁽¹⁰¹⁾。

連邦公文書館は、連邦公的機関に対し、その文書の管理・保管に関する助言を行う（第3条第4項）。特に電子政府法第6条に規定する電子文書管理システムの導入又は重要な変更の際には、連邦公的機関に適時に情報を伝えなければならない。

(3) 文書移管、中間書庫、譲渡禁止（第5条、第7条、第8条、第9条）

連邦公的機関の保有文書の連邦公文書館への提供・提供申出義務（原則として30年以内）が規定される（第5条第1項）。連邦公文書館の職員には、提供申出を行わなければならない文書とその管理簿の閲覧が保障され、文書の永続的な価値が確認されたときは、保有していた機関は文書とともに引渡目録を提供しなければならない。永続的な価値が確認されなかった場合、連邦公文書館は提供を断ることができる（第5条第2項）。

電子文書に関しては、連邦公文書館は、電子文書の送信期日について提供申出機関と事前に合意を形成する（第5条第3項）。送信形式及びデータフォーマットは、連邦行政機関を拘束する規格⁽¹⁰²⁾による。電子文書の永続的な価値が確認された場合、提供申出機関は、情報公開のために電子文書ファイルのコピーを必要とする場合を除き、その時の技術水準に従って、コピーを消去しなければならない。消去について証書を作成しなければならない。

立法機関は、連邦公文書館へ文書を提供するか否かを決定する権限を有する（第5条第4項）。

文書保存を目的とした個人情報データの処理は、当事者の保護されるべき利益を侵害しない場合、行うことができる（第5条第5項）。

管轄地域の狭い下位の連邦機関の文書については、州法又は自治体の条例が基準を満たしている場合、所管の州又は自治体の公文書館に対し、提供申出及び提供を行わなければならない（第7条）。

連邦公文書館に、中間書庫及びデジタル中間書庫を設置する規定が連邦法に初めて置かれた。中間書庫は連邦最高官庁⁽¹⁰³⁾及び憲法機関⁽¹⁰⁴⁾の非電子文書のために設置され、デジタル

(100) 前掲注(68)参照。

(101) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (50), S.47.

(102) 連邦行政機関を拘束する規格については、連邦内務省が所管する「IT計画委員会」(IT-Planungsrat)で決定され、連邦公文書館もこれに拘束される(Deutscher Bundestag, *op.cit.* (50), S.54.)。IT計画委員会は、基本法第91c条(公共のITシステム)を根拠として、行政のIT化に関する連邦と州の協力のための委員会として、2010年に設置された(渡辺・古賀 前掲注(44), p.40.)

(103) 連邦最高官庁(Oberste Bundesbehörde)とは、連邦省(Bundesministerien)、連邦大統領官房(Bundespräsidialamt)、連邦首相府(Bundeskanzleramt)、連邦会計検査院(Bundesrechnungshof)等。山田 前掲注(8)

(104) 前掲注(32)参照。

中間書庫は連邦行政機関の全組織の電子文書のために設置される（第8条第1項）。中間書庫の対象は最高レベルの機関だけだが、デジタル中間書庫の対象は網羅的である。中間書庫資料は、連邦公文書館が委任を受けて保管するが、連邦公文書館資料としての受入れが済むまでは、処分権限は提供申出機関の下にある⁽¹⁰⁵⁾。なお、デジタル中間書庫への電子文書ファイルの提供においても、連邦行政機関を拘束する規格が用いられる。

連邦公文書館は、公文書館資料を譲渡してはならず（第9条）、公的文化財である公文書館資料の原本は、完全な永久保存が義務付けられる⁽¹⁰⁶⁾。

(4) 守秘義務、廃棄義務、消去義務（第6条）

法令に基づき守秘義務のある文書であっても、連邦公文書館に対して提供申出を行わなければならない、情報機関の処分権限の下にある文書も、情報源や情報機関に雇用されている者の身元や情報収集方法の保護のために必要がある場合を除き、提供申出を行わなければならない（第6条第1項）。信書、郵便又は電信電話の秘密に係る場合、又は、法律によって廃棄・消去と公文書館への提供禁止が規定される場合には、提供申出義務が免除される（第6条第2項）。連邦公文書館は、一般的な守秘義務、提供機関と同様の守秘義務を負う（第6条第3項）。また、租税秘密、営業秘密、事業秘密に関する情報を含む文書については、連邦公的機関以外の機関であっても、連邦公文書館に保管されるように提供申出及び提供を行うことができる（第6条第4項）。

(5) 利用とその制限・拒否（第10条、第13条）

全ての人々が、この法律に基づき、請求によって連邦公文書館資料を利用できるが、他の法令の規定や私人に由来する文書に関する特別な協定によって、制限することは可能である（第10条第1項）。公益保護や当事者の保護されるべき利益のために、条件を付すことができる（第10条第2項）。

連邦公文書館が、利用を制限又は拒否しなければならないのは、①連邦又は州の福祉を危うくすると信ずるに足る相当な理由がある、②当事者又はその親族の保護されるべき利益に反すると信ずるに足る相当な理由がある、③守秘に関する連邦の法令に違反する、のいずれかの場合である（第13条第1項）。その他、公文書館資料の保存状態が悪化しかねない場合、過大な管理費用が生ずる場合も、利用の制限・拒否が可能である（第13条第2項）。刑法典第203条（私的秘密の侵害）第1項、第2項、第4項に規定する守秘義務の対象となる公文書館資料の利用は、当事者の保護されるべき利益の保障に必要な場合に限り、連邦公文書館は制限し拒否することができる（第13条第3項）。

(6) 保護期間とその短縮・延長（第11条、第12条）

連邦公文書館資料の保護期間は、法令で別に定めのない限り、文書の生成から起算して30年とする（第11条第1項）。保護期間を満了した公文書館資料であって、自然人が関係するものは、関連する自然人の死亡から10年以上で利用可能とし、死亡年が確認できない又は確認に多大な費用がかかる場合には、その者の出生から100年、出生年も死亡年も確認できなければ文書の生成から60年とする（第11条第2項）。守秘義務の対象となる文書から成る公文書館資料は、生成から60年後に利用できる（第11条第3項）。公務を執行する公務担当者や現代史上の重要人物には、プライバシーに関する部分以外には、前述の個人情報に関連する保護期間（死亡か

(105) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (50), S.46.

(106) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (50), S.65.

ら10年、死亡年不明なら出生から100年、死亡年も出生年も不明なら文書生成から60年)は、適用してはならない(第11条第4項)。生成時に公表が決定されていた又は連邦公文書館への引渡し前に情報アクセス法⁽¹⁰⁷⁾によって公開が保障されていた公文書館資料には、保護期間が適用されない(第11条第5項)。生成から30年経過し依然として連邦公的機関が処分権能を有している文書については、連邦公文書館資料に対する利用、保護期間及び利用の制限・拒否に関する規定(第11条第1項から第5項までと第10条、第12条、第13条)を準用しなければならない(第11条第6項)。

30年間という保護期間(第11条第1項)は、第13条で定める理由(連邦・州の福祉、当事者・親族の利益、守秘義務、資料保存、過大な費用)に反しない限り、短縮が可能である(第12条第1項)。当事者の同意があれば、又は同意がなくとも一定の条件を満たせば、前述の個人情報に関連する保護期間(死亡から10年、死亡年不明なら出生から100年、死亡年も出生年も不明なら文書生成から60年)を短縮することができる(第12条第2項)。第11条第3項に規定する守秘義務の対象となる公文書館資料の保護期間は、公的な利益となる場合には、最長30年間までの短縮又は延長ができ、最短で30年への短縮から最長で90年までの延長が可能である(第12条第3項)。連邦公的機関で生成した公文書館資料の保護期間の短縮又は延長は、当該機関との同意が必要だが、一般協定により定められている場合はこの限りではない(第12条第4項)。

(7) 当事者の権利、提供機関による利用(第14条、第15条)

公文書館資料に個人情報が含まれる当事者は、請求により情報開示を受ける権利を有し(第14条第1項)、当事者死亡後は、その親族が同様の権利を有する(第14条第2項)。情報開示又は閲覧に係る請求権は、前述の第13条第1項が規定する理由によって制限され得る(第14条第3項)。個人情報データの真正を当事者が否認する場合、当事者(当事者死亡後はその親族)に、反論の機会が認められなければならないが、連邦公文書館は、その反論を当該文書に添付する義務を負う(第14条第4項)。

提供機関が公文書館資料を利用する場合、例外的に連邦公文書館ではなく当該機関においてアクセスが認められることがある(第15条第1項)。個人情報データを含む文書の場合でも、個人情報データが記録された本来の目的で利用する場合、その利用は制限されない(第15条第2項)。

(8) 保護期間満了前の公文書館資料の複製の送信(第16条)

連邦公文書館資料の利用が特別な公共の利益に資する場合(例えば、ホロコースト研究に実績のある機関⁽¹⁰⁸⁾に、ナチズム関連史料の複製を提供することなど)には、公文書館、図書館、博物館、研究所及びドキュメンテーションセンター等の機関に、保護期間の満了前の公文書館資料の複製を送信できるものとする(第16条第1項)。個人情報データを含む文書の複製及び送信は、当事者の利益等への十分な保障を行い、受信機関が、連邦公文書館と協定書を結んで当該機関特有の目的に限って文書を利用する義務を負った場合にのみ可能である(第16条第

(107) 情報アクセス法(Informationszugangsgesetz)とは、旧法第5条第4項に記された「連邦情報自由法」(Informationsfreiheitsgesetz(BGBl. I 2005 S. 2722))だけでなく、「消費者情報法」(Verbraucherinformationsgesetz(BGBl. I 2012 S. 2166, 2725))、「地理空間データアクセス法」(Geodatenzugangsgesetz(BGBl. I 2009 S. 278))、「環境情報法」(Umweltinformationsgesetz(BGBl. I 2014 S. 1643))といった行政の現用文書へのアクセスを許可する法律である。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (50), S.70.

(108) 例えば、イスラエルのヤド・ヴァシエム記念館(Yad Vashem museum)やワシントンにある合衆国ホロコースト記念博物館(United States Holocaust Memorial Museum: USHMM)。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (50), S.81.

2項)。これらの複製及び送信は、他の法令によって妨げられてはならない（第16条第3項）。

(9) 特別な任務（ドイツ事務所（WASSt）、SAPMO（第3a条、第4条）

第一次及び第二次世界大戦の軍人等の情報に関するドイツ事務所（WASSt）の任務と資料を引き継ぎ、特別な情報提供を行う（第3a条）。関連資料には、依然として処理が続いている現用文書も含まれ、このような資料は通常の連邦公文書館資料とは異なる。

旧東ドイツの政党等の文書を所蔵し管理するSAPMOは、連邦公文書館に属する非独立の公法上の財団であり、その所蔵文書には保護期間がなく、同財団に関する細則は連邦政府文化メディア受託官が定める（第4条）。

(10) ドイツ劇場映画の義務的登録（第17条、第18条）

ドイツ劇場映画（第1条第4号及び第6号で規定）は、映画館での上映又は国内外の重要な式祭典（映画助成法⁽¹⁰⁹⁾等の規定による）での公開上映若しくは表彰から12か月以内に、連邦公文書館のデータベースに登録しなければならない（第17条第1項）。当該映画の制作者・共同制作者は、登録に際し、その後12か月以内に、適切なコピーの保管場所を連邦公文書館に対し通知しなければならず、保管場所の変更も遅滞なく通知しなければならない（第17条第2項）。

義務的登録を行わない、又は正しく若しくは適時に行わない者、保管場所の通知を行わない又は適時に行わない者には、秩序違反により1万ユーロ⁽¹¹⁰⁾以下の過料を科すことができる（第18条第1項、第3項）。職業人の場合、過失であっても秩序違反とする（第8条第2項）。

おわりに

ドイツにおいて連邦公文書館は、中間書庫・デジタル中間書庫における暫定保管と連邦公文書館による一元的な価値判断によって、膨大な公文書管理の効率化と「文書主義の原則」を実現している。2020年の電子政府化への対応をきっかけとした2017年の連邦公文書館法全文改正においては、電子文書ファイルの効率的な管理のための規定を置くこととあわせて、個人情報保護や国家の機微情報の扱いとのバランスをとりながら、公文書の永久保存に裏付けられた公文書の利用という市民の権利の拡充が図られている。また、連邦公文書館だけでなく、外務省政治文書館（PAAA）等の他の公文書館の資料も、連邦公文書館資料と同じ水準で利用できるよう規定された。近年においては、第二次世界大戦前後のドイツ現代史に関連する文書や、冷戦下の東西分断時代の文書も連邦公文書館へ統合されてきたが、ドイツ各所に分散し、多様な公文書館資料を所蔵する連邦公文書館においては、個々の利用の利便性の面に課題が指摘されている。今後も、IT技術の活用による公文書管理の効率化が更に図られ、公文書館資料のデジタル化による利用の拡大が期待されている。技術発展に対応した連邦公文書館の業務の改革は続き、それに沿った立法もまた、続くものと考えられる。

（いずみ まきこ）

(109) Gesetz über Maßnahmen zur Förderung des deutschen Films (Filmförderungsgesetz - FFG) vom 23. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3413) <https://www.gesetze-im-internet.de/ffg_2017/index.html>

(110) 1ユーロは、約122.04円（令和元年8月報告省令レート）である。

別表 連邦公文書館の歴史

	事 項	備 考
1919年	ワイマール共和国が、ドイツ初の中央文書館である「ライヒ文書館 (Reichsarchiv)」を、ポツダムに設立する。	1920年から本格活動。
1946年	ポツダム (ソ連占領地区。1949年からドイツ民主共和国 (Deutsche Demokratische Republik; DDR)) のサンサーシ宮殿内に、ドイツ中央公文書館 (Deutsche Zentralarchiv) が設立される。	1973年に、中央国家公文書館 (Zentrales Staatsarchiv) と改称。
1950年	3月24日に、ドイツ連邦共和国の政府 (連邦政府) が「連邦政府による連邦公文書館設立」を閣議で決定する。	
1952年	連邦政府は、連邦内務省の所掌分野の連邦上級官庁として、連邦公文書館 (Bundesarchiv) を、コブレンツに設立する。	
1954年	旧ライヒ文書館フランクフルト支部が、連邦公文書館に編入される。主要な所蔵資料は、ドイツ連邦 (1815-1866)、国民議会 (1848-1849)、ライヒ帝室裁判所 (1495-1806) の歴史的資料である。	連邦公文書館フランクフルト支部は、2000年に廃止。
1955年	ノルトライン＝ヴェストファーレン州の軍務記録人事情報文書館が連邦公文書館に編入されて、軍事公文書館 (Militärarchiv) 部門が連邦公文書館に設置される。	
	DDRの国家映像アーカイブ (Staatliche Filmarchiv) が、ベルリンに設立される。	
1955-1956年	DDRのドイツ中央公文書館 (後の中央国家公文書館) が、ポツダム市街地の建物に移転する。(DDR内務省の国家公文書管理局も、同じ建物内に置かれた。)	東西統一後、1990年から1996年まで、連邦公文書館ポツダム支部となる。
1961年	連邦公文書館は、コブレンツ市街地のビルに移転する。	
1964年	DDRの国民人民軍 (NVA) の軍事公文書館 (当初名: ドイツ軍事公文書館 (Deutsches Militärarchiv)) が、ポツダムに設立される。	
1965年	連邦官庁の文書ファイルのための中間書庫が、バート・ゴードスベルク (現ボン市内) に設置される。	1972年に、ボン近郊のザンクト・アウグスティンへ移転。
1968年	連邦公文書館の軍事公文書館部門がフライブルクに移転し、当地の軍事史研究所文書センター (Dokumentenzentrale des Militärgeschichtlichen Forschungsamtes) の所蔵資料を引き継ぐ。	
1969年	「1969年9月11日の連邦内務大臣の命令: 連邦公文書館の利用規則」で、生成後30年を経た公文書の公開が規定される。	
1974年	連邦公文書館の支部として、「ドイツ史における自由主義運動記念館 (Erinnerungsstätte für die Freiheitsbewegungen in der deutschen Geschichte)」が、1848年革命の拠点ラシュタットに設立される。	
1978年	行政協定により、ドイツの全映像作品のための中央映像アーカイブの任務が、映像ライブラリー施設との連携の下、連邦公文書館に委託される。	
1979年	閣議決定により、連邦政府は連邦公文書館に連邦政府の内閣議事録の編纂を委ねる。	
1983年	12月15日の連邦憲法裁判所の国勢調査判決が、個人情報保護に関し「情報上の自決権」(個人に関するデータの使用及び引渡しは、各個人が決定できる) を基本権とした。	
1986年	連邦公文書館は、コブレンツ市内の新館に移転する。	
1988年	連邦公文書館法 (BGBl. I 1988 S. 62) が制定され、連邦公文書館への一般的なアクセス及び連邦公文書館の任務が、初めて法律で定められる。	
1989年	戦争結果法分野の文書の中央アーカイビングに関する法律 (BGBl. I 1988 S. 65) に基づき、連邦公文書館の一部として、バイロイトに「負担調整のための中央文書館 (Zentralarchiv für den Lastenausgleich)」が設置される。	

1990年	東西ドイツ統一により、DDRの中央公文書館（ポツダムの中央国家公文書館と軍事公文書館、ベルリンの国家映像アーカイブ）が、連邦公文書館に編入される。	
1992年	DDRの単一支配政党であるドイツ社会主義統一党（SED）の党文書、自由ドイツ労働総同盟（FDGB）等の組織の文書と蔵書が、ベルリンに置かれた「連邦公文書館におけるDDRの政党及び大衆組織の文書財団（SAPMO）」に編入される。	
1994年	連邦公文書館は、ベルリンからの米軍部隊の撤退に際して、ベルリン・ドキュメント・センター（BDC）を引き継ぎ、ナチス党（NSDAP）の党员カード、親衛隊（SS）隊員の個人情報ファイル（Personalakten）（いずれも全て撮影しフィルム化済）等が、連邦公文書館資料となった。	当初、ベルリン＝ツェーレンドルフ支部とした（1996年まで）。
1996年	連邦公文書館は、ポツダム支部、旧BDC及びSAPMOを、ベルリン＝リヒターフェルデに移転する。	
1997年	ベルリン東部のホッペガルテンに、首都移転により、ベルリンに置かれる連邦最高官庁（Oberste Bundesbehörde）のための中間書庫が設置される。	
1998年	連邦公文書館は、連邦内務省から、連邦首相府に新たに設置された国務大臣である連邦政府文化メディア受託官（Beauftragter der Bundesregierung für Kultur und Medien）に移管される。	
2000年	ナチス犯罪追及センターの文書が、連邦公文書館に新たに設置されたルートヴィヒスブルク支部に引き継がれる。	
	フランクフルト支部が廃止され、同支部の所蔵文書は、まずコブレンツへ移された。	現在はベルリン＝リヒターフェルデで利用できる
2001年	連邦公文書館の中間書庫があるホッペガルテンの敷地内で、破損のおそれのある文書類のための最新自動脱酸設備が稼働する。	
2002年	ホッペガルテンで、硝酸セルロースフィルム用の特別な保管庫、あらゆる種類の公文書館資料のフィルム化・修復・保存のための作業場所並びに撮影及びデジタル化のための作業スペースをもつ資料保存センターの建物の建設が開始される。	2005年に竣工開館。
2007年	ベルリン＝リヒターフェルデで、新しい保管庫棟の建設工事と、旧兵舎を利用センターと事務所に改修する工事が始まる。	2010年に新保管庫棟へ公文書館資料・蔵書を移送。
2017年	連邦公文書館法（BGBl. I 2017 S. 410）によって、連邦公文書館の任務の法的根拠が修正される。	
2018年	映像アーカイブを、ベルリン＝リヒターフェルデに移転する。	
2019年	ベルリン＝ライニケンドルフの「旧ドイツ国防軍戦死者の最近親者への通知のためのドイツ事務所（WASst）」が連邦公文書館に編入され、PA部門（第一次及び第二次世界大戦に由来する個人情報）となる。	

（出典） „Geschichte des Bundesarchivs.“ Bundesarchiv website <<https://www.bundesarchiv.de/DE/Content/Artikel-Textsammlungen/Textsammlung-Geschichte-Barch/geschichte-barch.html?chapterId=32230>> 等を基に筆者作成。

連邦公文書館資料の利用及び保全に関する法律（連邦公文書館法）

2018年12月4日の法律（連邦法律公報第I部2257頁）第2条による
改正後の文言による。

Gesetz über die Nutzung und Sicherung von Archivgut des Bundes
(Bundesarchivgesetz - BArchG) vom 10. März 2017 (BGBl. I S. 410),
das durch Artikel 2 des Gesetzes vom 4.
Dezember 2018 (BGBl. I S. 2257) geändert worden ist.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳*

【目次】

- 第1条 定義
- 第2条 連邦公文書館の組織
- 第3条 連邦公文書館の任務
- 第3a条 特別な任務の遂行
- 第4条 「DDR [ドイツ民主共和国] の政党及び大衆組織の文書」財団
- 第5条 文書の提供申出及び提供
- 第6条 守秘義務、廃棄義務又は消去義務に従う文書の提供申出及び提供
- 第7条 州又は自治体の公文書館に対する文書の提供申出及び提供
- 第8条 中間書庫及びデジタル中間書庫
- 第9条 譲渡の禁止
- 第10条 連邦公文書館資料の利用
- 第11条 保護期間
- 第12条 保護期間の短縮及び延長
- 第13条 制限及び拒否の理由
- 第14条 当事者の権利
- 第15条 提供機関による連邦公文書館資料の利用
- 第16条 保護期間満了前における連邦公文書館資料の複製の送信
- 第17条 ドイツ劇場映画の義務的登録
- 第18条 過料規定
- 第19条 命令の授権

* この翻訳は、Gesetz über die Nutzung und Sicherung von Archivgut des Bundes (Bundesarchivgesetz - BArchG) vom 10. März 2017 (BGBl. I S. 410), das durch Artikel 2 des Gesetzes vom 4. Dezember 2018 (BGBl. I S. 2257) geändert worden ist <https://www.gesetze-im-internet.de/barchg_2017> を訳出したもので、ドイツ法研究会の平成29年9月から平成30年9月までの活動の成果である。当会の構成メンバー（当時）は、泉眞樹子、諸橋邦彦、渡辺富久子、山岡規雄、大湖彬史、大迫丈志、藤戸敬貴、瀬古雄祐、良永晃子、神足祐太郎、鈴木良典、千田和明、宍戸真梨、堀内雄斗、山本真生子である。訳文中 [] は訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月25日である。

第1条 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 親族：当事者の配偶者及び生活パートナー並びに子、孫、祖父母、親及び兄弟姉妹
2. 連邦公文書館資料 [Archivgut des Bundes]：連邦公文書館が、保存期間⁽¹⁾の満了後に恒久的に引き継いだ永続的な価値を有する文書。保存期間は既に満了しているが永続的な価値を有するか否かはいまだ確認されていない連邦公文書館の中間書庫にある文書は、連邦公文書館資料と同様に扱われる。
3. 当事者：特定された又は特定することができる自然人であって、その者の情報が存在するもの
4. ドイツ劇場映画：制作者の住所、所在地又は営業所がドイツにある劇場映画。共同制作の場合、制作者のうち少なくとも一人は、ドイツに住所、所在地又は営業所がなければならない。
5. 生成 [時点]⁽²⁾：一連の関連文書の内容に関する最終的な処理の時点
6. 劇場映画：次に掲げる要件のいずれにも該当する映画作品
 - a) 映画館での公開上映が決定している又は国内的若しくは国際的に重要な祭典若しくは授賞式典において公開上映される映画作品
 - b) 2009年2月5日の法律（連邦法律公報第I部160頁）の第15条第62項によって改正された2006年6月22日のドイツ国立図書館法（連邦法律公報第I部1338頁）第3条第4項⁽³⁾にいう音楽を中心としない映画作品
7. 国内的又は国際的に重要な祭典及び授賞式典：次に掲げる法律等のその時点における最新の文言に規定するあらゆる種類の祭典を含む、祭典及び授賞式典
 - a) 2016年12月23日の映画助成法⁽⁴⁾（連邦法律公報第I部3413頁）
 - b) 同法に基づく指針
8. 連邦公的機関：連邦の憲法機関⁽⁵⁾、連邦の官庁及び裁判所、連邦直轄の公法上の社団、営造物及び財団並びにその他の連邦機関
9. 文書 [Unterlagen]：あらゆる種類の記録であって、記録媒体の種類を問わない。
10. 永続的な価値を有する文書：次のいずれかに該当する文書
 - a) 特にその政治的、法的、経済的、社会的又は文化的内容によって、次のいずれかの

(1) 保存期間 (Aufbewahrungsfrist) は、第11条に規定する保護期間 (Schutzfrist) とは別の用語である。「連邦省における記録資料 (文書ファイル及びドキュメント) の処理及び管理のための指針 (RegR)」の附則第5第I項第1号の定義によれば、「保存期間」とは、記録資料 (Schriftgut) がまだ処理の対象である期間 (年単位) のことである。この期間が満了した後、連邦公文書館は提供機関と協議の上、更なる保存についての決定を行う。Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/9633, 15.9.2016, S.42. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/18/096/1809633.pdf>>; Richtlinie für das Bearbeiten und Verwalten von Schriftgut (Akten und Dokumenten) in Bundesministerien (RegR) vom 11. Juli 2001 (GMBL S. 471) <https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/DE/veroeffentlichungen/themen/ministerium/registraturrichtlinie.pdf?__blob=publicationFile&v=6>

(2) 文書の生成 (Entstehung) 時点の定義は、連邦公文書館への提供時期 (第5条第1項) や、保護期間の設定 (第11条第1項及び第2項) に関連する。Deutscher Bundestag, *ibid.*, S.43.

(3) ドイツ国立図書館法第3条第4項は、音楽を中心としない映画作品 (Filmwerke) 及び専ら放送に用いられる作品は、同法の対象ではない旨を規定している。Gesetz über die Deutsche Nationalbibliothek vom 22. Juni 2006 (BGBl. I S. 1338) <<https://www.gesetze-im-internet.de/dnbg/BJNR133800006.html>>

(4) Gesetz über Maßnahmen zur Förderung des deutschen Films (Filmförderungsgesetz - FFG) vom 23. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3413) <https://www.gesetze-im-internet.de/ffg_2017/index.html>

(5) 連邦の憲法機関は、連邦議会、連邦参議院、連邦大統領、連邦政府、連邦憲法裁判所、合同会議 (Gemeinsamer Ausschuss. 防衛事態で議会が集会することができない場合又は議決能力を欠く場合に活動する。)、連邦会議 (Bundesversammlung. 連邦大統領の選挙を任務とする。) である。

目的のために特別に意義を有する文書

- aa) 将来の発展の観点も含めた、歴史及び現在の研究及び理解
- bb) 国民の正当な利益の保護
- cc) 立法、執行権⁽⁶⁾又は司法

b) 法令又は協定により恒久的に保存しなければならない文書

11. 連邦中間書庫資料 [Zwischenarchivgut]：連邦公文書館が保存期間の満了前に一時的に引き受けた文書であって、中間書庫又はデジタル中間書庫に保管されている文書⁽⁷⁾。

第2条 連邦公文書館の組織

連邦は、文化及びメディアを所管する連邦最高官庁⁽⁸⁾の業務監督及び専門監督の下に、独立の連邦上級官庁として、連邦公文書館を置く⁽⁹⁾。

第3条 連邦公文書館の任務

- (1) 連邦公文書館は、連邦公文書館資料を恒久的に保全し、利用可能にし、及び学術的に活用することを任務とする。連邦公文書館は、私的利益又は公益を保護しつつ、連邦公文書館資料へのアクセスを保障する。このことは、デジタル化すること及びインターネットにおいて一般にアクセス可能にすることによっても行うことができる。
- (2) 連邦公文書館は、次に掲げる機関の文書の永続的な価値を確認した場合には、当該文書を連邦公文書館資料として保管する。
 1. 連邦公的機関の文書
 2. ドイツ・ライヒ⁽¹⁰⁾及びドイツ連邦⁽¹¹⁾の機関の文書
 3. 占領地区⁽¹²⁾の機関の文書
 4. ドイツ民主共和国⁽¹³⁾の機関の文書
 5. ドイツ社会主義統一党⁽¹⁴⁾、同党と結び付いていた組織及び法人並びにドイツ民主共和国

(6) 「執行権 (vollziehende Gewalt)」は、Regierung (執政) 及び Verwaltung (行政) を含む概念である (Peter Badura, *Staatsrecht: systematische Erläuterung des Grundgesetzes*, 6. Aufl., München: C.H. Beck, 2015, S.708.)。1956年の基本法改正 (BGBl. I S. 111) により、第1条第3項の「以下の基本権 (Grundrechte) は、直接に適用される法として、立法、行政 (Verwaltung) 及び裁判を拘束する。」の下線部が、「執行権 (vollziehende Gewalt)」に修正された。初宿正典訳『ドイツ連邦共和国基本法—全訳と第62回改正までの全経過—』信山社出版, 2018, p.2。

(7) 中間書庫資料 (Zwischenarchivgut) は、まだ保存期間 (前掲注 (1)) 中のものであり、その時点での処分権限は公的機関の下にある。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (1), S.46。

(8) 文化及びメディアを所管する連邦最高官庁は、連邦政府文化メディア受託官 (Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien; BKM) の役所 (Amt) である。BKM は、連邦レベルの文化政策・メディア政策を所管するため、1998年に連邦首相府に置かれた、連邦首相直属のポストである。連邦内閣の閣議に参加する連邦政府構成員であり、連邦大臣級であることを示すため、呼称としては文化メディア国務大臣 (Staatsministerin für Kultur und Medien) が用いられている。„Staatsministerin für Kultur und Medien.“ Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien>>

(9) 連邦最高官庁 (Oberste Bundesbehörde) は連邦省、連邦会計検査院、連邦大統領官房、連邦首相府であり、連邦上級官庁 (Bundesoberbehörde) は、連邦省に直属し、連邦全体を管轄する官庁をいう。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, pp.458, 687。

(10) ドイツ・ライヒ (Deutsches Reich) とは、プロイセンによるドイツ統一以降のドイツ帝国 (1871-1918)、ワイマール共和国 (1919-1934) 及びナチス政権時代 (1934-1945) である。山田 同上, p.150。

(11) ドイツ連邦 (Deutscher Bund. ドイツ同盟とも訳される。) とは、神聖ローマ帝国を構成していた領邦国家と帝国自由都市が1815年に結成した連合体で、1866年の普墺戦争の結果、解散した。山田 同上, p.149 ほか。

(12) 第二次世界大戦敗北後、ドイツは戦勝4か国 (米英仏ソ連) により4つの占領地区 (Besatzungszonen) に分割された。1949年に、西側 (米英仏) の占領地区と東側 (ソ連) の占領地区から、それぞれドイツ連邦共和国 (旧西ドイツ) とドイツ民主共和国 (旧東ドイツ) が誕生した。

(13) ドイツ民主共和国 (Deutsche Demokratische Republik: DDR) は、第二次世界大戦後のソ連占領地区に建国された社会主義国家で、1949年から1990年まで存続した。

(14) ドイツ社会主義統一党 (Sozialistische Einheitspartei Deutschlands; SED) は、ドイツ民主共和国の指導的政党である。

の大衆組織の文書

6. ドイツ民主共和国のその他の政党並びに当該政党と結び付いていた組織及び法人の文書

連邦公文書館は、[文書の] 提供申出⁽¹⁵⁾を行う機関と協議⁽¹⁶⁾した上で、文書の永続的な価値を確認する。

- (3) 連邦公文書館は、第1条第8号に掲げるもの以外の公的機関の文書並びに公的ではない組織及び自然人の文書についても、当該文書が連邦公文書館に提供され、かつ、連邦公文書館が当該文書の永続的な価値を確認した場合には、連邦公文書館資料として受け取り、又は取得することができる⁽¹⁷⁾。
- (4) 連邦公文書館は、その権限の枠内で、連邦公的機関に対し、当該連邦公的機関の文書の管理及び保全について助言を行う。提供申出義務のある文書が生成し得る場合、特に2013年7月25日の電子政府法（連邦法律公報第I部2749頁）⁽¹⁸⁾第6条に規定する電子的な文書ファイル [Akten] の管理のために新しい情報技術システムを導入するとき又は当該システムを本質的に変更するとき、連邦公文書館は、適時に情報を提供しなければならない⁽¹⁹⁾。
- (5) 連邦政府は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、この法律又は他の法律において規定されたもの以外の連邦の任務を連邦公文書館に委任することができる。
 1. 当該任務が連邦の公文書館制度又は連邦公文書館資料に基づくドイツの歴史の研究との直接的で実質的な関連を有する場合
 2. 連邦公文書館が中心となって当該任務を遂行する必要がある場合
- (6) その他の機関に記録保管の任務を委任する連邦の法令の適用については、これを妨げない。

第3a条 特別な任務の遂行⁽²⁰⁾

- (1) 解散した「旧ドイツ国防軍戦死者の最近親者への通知のためのドイツ事務所 (WASSt)」⁽²¹⁾の任務は、連邦公文書館によって遂行される。連邦公文書館は、第一次及び第二次世界大

(15) 「提供申出 (Anbietung)」は合意のための法的な申出であり、「提供 (Abgabe)」は物理的な引渡しである。ドイツ民法典(BGB)第929条の規定によれば、動産の物権変動をもたらす物権行為(法律行為)は、「合意(Einigung)」と「引渡し(Übergabe)」から成る(村上淳一ほか『ドイツ法入門 改訂第9版』有斐閣, 2018, p.167.)。連邦公文書館への文書の提供は、公的機関等による文書の提供申出をきっかけとし、連邦公文書館による文書の永続的な価値の確認によって、提供に関する両当事者の合意が成立し、当該合意に基づいて提供が行われる、という手順で成立すると考えられる。1988年連邦公文書館法(BGBI. I S. 62)では、民法典における動産の物権変動と同じ「引渡し(Übergabe)」という語が用いられていたが、電子ファイル(無体物)を扱う2017年の新法では別の語である「提供(Abgabe)」に置き換えられた。

(16) 「協議(Benehmen)」とは、単に、別の官署に意見開示の機会を与えることであり、「共同決定(Mitentscheidung)」を必要とするものではない。この点、立法機関又は行政官庁が何らかの措置を取る前に、他の機関と提携して「相互了承(Einverständnis)」しなくてはならない「合意(Einvernehmen)」とは異なる。„Einvernehmen: Benehmen.“ Bundeszentrale für politische Bildung website <<http://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/recht-a-z/22078/einvernehmen>>

(17) この規定により、連邦公文書館は、公私に由来する様々な文書(例えば、教会、政党、企業、結社等の全国的に重要な組織の文書、重要人物が残した書類、ジャーナリズムの情報源等)を取得し、所蔵することができる。ただし、私的文書の連邦公文書館への提供は、自発性に基づいて行われるものである。資料の取得は、購入、寄付、遺贈等によって可能となる。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.47.

(18) Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung (E-Government-Gesetzes) vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749). 電子政府法第6条の施行日は、2020年1月1日である(同法第31条第5項)。

(19) 特に電子的な文書ファイルの管理において、連邦公文書館の助言及び支援権限を強化するための規定である。「提供申出義務のある文書が生成し得る場合」という文言は、特定の条件の下で提出申出義務から除外される文書が存在する(第6条第1項第2文及び同条第2項参照。)ことを考慮して、置かれたものである。Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.48.

(20) Gesetz zum Erlass und zur Änderung bundesrechtlicher Vorschriften in Bezug auf die Übernahme der Aufgaben der Deutschen Dienststelle für die Benachrichtigung der nächsten Angehörigen von Gefallenen der ehemaligen deutschen Wehrmacht durch das Bundesarchiv vom 4. Dezember 2018 (BGBl. I S. 2257, I 2019 S.496)の第2条(Artikel)による改正によって追加された条文(2019年1月1日施行)

戦の結果としての軍人及び身分法上の観点から軍人と同じ地位にある者の経歴に関する同事務所の文書を保管し、処理中の行政手続を継続して行う。

(2) 連邦公文書館は、第1項に定める文書を公共の利益のために保管する。連邦公文書館は、さらに特に次に掲げる任務を遂行する。

1. 個々の経歴の解明
2. 戦死通知
3. 戦没時の埋葬状況
4. その他の個人に関連する情報提供

第2文に規定する任務を完遂するため、連邦公文書館は、当事者、親族、公的機関及び非公的機関に、必要な証明又は意見を含む情報提供を口頭及び書面によって行う。

(3) 第2項に加えて、第10条から第16条までのアクセス規定が、当該文書に準用される。第1項に定める文書がもはや処理されることがなく、永続的な価値を有する場合に限り、当該文書を公文書館資料に指定することができる。

第4条 「DDR [ドイツ民主共和国] の政党及び大衆組織の文書」財団

(1) 「DDRの政党及び大衆組織の文書財団」は、連邦公文書館に属する非独立の公法上の財団である。

(2) 同財団は、第3条第2項第5号及び第6号に規定する機関の文書を、連邦公文書館資料として受け取り、恒久的に保全し、利用可能にし、及び補完することを任務とする。これは、ドイツの歴史に関する図書館所蔵資料 [Bibliotheksbestände]、特にドイツの労働運動及び国際労働運動と歴史的又は実質的な関連を有する所蔵資料にも適用される。第3条第1項第2文の規定は、これを準用しなければならない。

(3) 第11条第1項に規定する保護期間は、同財団の所蔵資料に適用してはならない。

(4) 同財団の組織、任務及び資産の詳細は、文化及びメディアを所管する連邦最高官庁によって規定される。

第5条 文書の提供申出及び提供

(1) 連邦公的機関は、保有する文書、その所有に属することになった文書又は利用を委託された文書について、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該文書の全てを受け入れるよう、連邦公文書館（第7条に規定する場合にあっては、州又は自治体の〔受入れを〕所管する公文書館）に対して提供申出を行わなければならない。

1. 当該連邦公的機関が、ドイツ連邦共和国又はその一の州の安全の維持を含む公的な任務の遂行のために当該文書を必要としなくなった場合
2. 当該連邦公的機関に、特別な法令に基づき当該文書の更なる保存が許されていない場合

(21) Deutsche Dienststelle für die Benachrichtigung der nächsten Angehörigen von Gefallenen der ehemaligen Deutschen Wehrmacht (WASSt) は、俘虜の待遇に関する1929年のジュネーブ条約 (Convention relative to the Treatment of Prisoners of War, Geneva, 27 July 1929.) に基づいて1939年8月26日に設立された「戦没者及び捕虜のための国防軍情報事務所 (Wehrmachtsauskunftsstelle für Kriegerverluste und Kriegsgefangene: WASSt)」と、「1914年から1918年までの戦争犠牲者の記録事務所 (Amt für die Erfassung der Kriegsoffer 1914-1918)」を前身とする。戦争末期には米軍占領軍の監督下で運営され、1951年1月9日に連邦共和国とベルリン (当時、西ベルリン市) との間で結ばれた協定に基づき、連邦予算によってベルリンが運営してきた。当初の業務は、公的目的のための証明書発行 (例えば軍務時期の証明書、死亡証明、報告通知) が主だったが、家族史調査や学術研究のための問合せにも対応しており、法定業務は、引き続き、連邦公文書館の下で行われる。„Bundesarchiv Abteilung PA.“ Deutsche Dienststelle (WASSt) website <<https://www.dd-wast.de/de/startseite.html>>

文書は、第1文の規定を留保して、その生成〔時点〕から遅くとも30年以内には、連邦公文書館に提供申出がなされるものとする。

- (2) 〔文書が〕永続的な価値を有することを確認するために、連邦公文書館の職員には、所管の連邦公的機関との合意⁽²²⁾により、第1項の定めるところに従い〔連邦公文書館に〕提供申出を行わなければならない文書及びこれに附属する管理簿の閲覧が保障されなければならない。文書の永続的な価値が確認されたときは、提供申出を行う公的機関は、当該文書を引渡目録とともに連邦公文書館に提供しなければならない。連邦公文書館は、永続的な価値を有しない文書の提供申出及び提供を受けないことができる。
- (3) 電子文書の受入れのための提供申出がある場合には、連邦公文書館は、提供申出を行う連邦公的機関との事前の合意により、送信の時期を確定する。送信形式及びデータフォーマットは、連邦行政機関に対し拘束力を有する規格とする⁽²³⁾。送信形式及びデータフォーマットについて連邦行政機関に対し拘束力を有する規格が定められていない場合には、提供を行う連邦公的機関との合意により、これらを定めなければならない。連邦公文書館が電子文書の永続的な価値を確認したときには、提供申出を行う連邦公的機関は、当該連邦公的機関が有する当該電子文書のコピーを、公開の用に供するために当該コピーが必要である場合を除き、保存期間満了後に、技術水準に従って消去しなければならない。〔連邦公的機関は、〕更新が続いている電子文書も同様に、第1文から第3文までに規定する要件の下で、連邦公文書館と提供を行う機関とが合意して定める期日に、提供申出を行わなければならない。第5文の規定は、第6条第1項第2文及び第2項の規定により提供申出義務を免除された文書に適用してはならない。
- (4) 立法機関は、自らの権限の範囲において、連邦公文書館に文書の提供申出を行い、連邦公文書館資料として提供するか否かを決定する。
- (5) 文書保存の目的のための個人情報データの処理は、当事者の保護されるべき利益が侵害されない場合に行うことができる。

第6条 守秘義務、廃棄義務又は消去義務に従う文書の提供申出及び提供

- (1) 連邦公的機関は、守秘に関する連邦の法令又は2016年12月23日法律（連邦法律公報第I部3234頁）⁽²⁴⁾第19条第12項によって最終改正された2002年10月1日の新法文における公課法（連邦法律公報第I部3866頁；2003年第I部61頁）⁽²⁵⁾第30条の規定に従う文書についても、連邦公文書館（第7条に規定する場合にあっては、〔受入れを〕所管する州又は自治体の公文書館）に対して受入れのための提供申出を行わなければならない。情報機関の文書は、当該文書が当該情報機関の処分権限の下にある場合には、情報機関の情報源及び情報収集方法を保護するためのやむを得ない理由があるとき又は当該情報機関に雇われて

(22) 「合意 (Einvernehmen)」とは、立法機関又は行政官庁が、何らかの措置を取る前に、他の機関と提携して「相互了承 (Einverständnis)」を得ることである。„Einvernehmen: Benehmen“, *op.cit.* (16)

(23) 連邦行政機関を拘束する規格については、連邦内務省が所管する「IT計画委員会 (IT-Planungsrat)」で決定され、連邦公文書館もこれに拘束される (Deutscher Bundestag, *op.cit.*(1), S.54.)。IT計画委員会は、基本法第91c条（公共のITシステム）を根拠として、行政のIT化に関する連邦と州の協力のための委員会として、2010年に設置された（渡辺富久子・古賀豪「ドイツにおける行政の電子化推進のための立法」『外国の立法』No.261, 2014.9, p.40. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747938_po_02610004.pdf?contentNo=1>）。

(24) Gesetz zur Stärkung der Teilhabe und Selbstbestimmung von Menschen mit Behinderungen (Bundesteilhabegesetz - BTHG) vom 23. Dezember 2016 (BGBl. I S. 3234)

(25) Abgabenordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61). 租税通則法とも訳す。第30条「租税秘密 (Steuergeheimnis)」は、公務員の守秘義務と租税秘密違反について規定する。

いる者の身元を保護するときを除き、提供申出が行われなければならない。

- (2) 次に掲げる文書は、提供申出義務を免れる。
1. その開示が信書、郵便又は電信電話の秘密に反する文書
 2. 法律の規定に基づいて廃棄され又は消去されなければならない、かつ、当該法律の規定に基づいて〔受入れを〕所管する公文書館へ〔廃棄又は消去の〕代わりに提供されてもならない文書
- (3) 連邦公文書館は、〔文書の〕受入れの時点から次に掲げる義務を負う。
1. 第1項、2010年4月26日の新法文における2006年3月31日の秘密事項に関する一般行政規則（官庁共通公報 846頁）⁽²⁶⁾及び2006年1月31日の新法文における1994年4月29日の保安審査法⁽²⁷⁾の執行のための連邦内務省の一般行政規則（官庁共通公報 339頁）⁽²⁸⁾という守秘規定に適應する義務
 2. 当事者の保護されるべき利益を提供機関と同様に配慮する義務
公文書館の公務担当者及び公務に関して特別な義務を負う者は、提供機関の職員に適用される全ての守秘規定に従わなければならない。
- (4) 守秘に関する連邦の法令若しくは公課法第30条に規定する租税秘密⁽²⁹⁾に従う文書又は他人の状況若しくは他の者の企業秘密若しくは事業秘密に関する情報を含む文書については、これを連邦公文書館（第7条に規定する場合には、〔受入れを〕所管する州又は自治体の公文書館）において文書保存するために〔zur Archivierung〕、連邦公的機関以外の機関であっても、提供申出及び提供を行うことができる。

第7条 州又は自治体の公文書館に対する文書の提供申出及び提供

連邦公的機関は、州法律又は自治体の条例により第6条及び第10条から第14条までに定める基準が満たされている場合には、その地域管轄がこの法律の適用範囲の全てには及ばない下位の連邦機関の文書について、〔当該連邦機関を〕所管する連邦最高官庁の同意を得て行う連邦公文書館の提案により、所管の州又は自治体の公文書館に対し、〔当該文書の〕受入れのための提供申出及び提供を行わなければならない⁽³⁰⁾。

第8条 中間書庫及びデジタル中間書庫

- (1) 連邦公文書館に、連邦最高官庁及び憲法機関の非電子文書のための中間書庫を設置する。
連邦公文書館に、連邦行政機関のあらゆる組織の電子文書のためのデジタル中間書庫を設置する。
- (2) 連邦公文書館は、提供申出を行った連邦公的機関又は当該連邦公的機関を法的に承継す

(26) Verschlusssachenanweisung vom 31. März 2006 in der Fassung vom 26. April 2010 (GMBL S. 846). なお、現行規則は、2018年に制定された。Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum materiellen Geheimschutz (Verschlusssachenanweisung - VSA) vom 10. August 2018 (GMBL S. 826). <http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_10082018_SII554001196.htm>

(27) 連邦の保安審査の要件及び手順並びに機密情報の保護に関する法律（保安審査法）Gesetz über die Voraussetzungen und das Verfahren von Sicherheitsüberprüfungen des Bundes und den Schutz von Verschlusssachen (Sicherheitsüberprüfungsgesetz - SÜG) vom 20. April 1994 (BGBl. I S. 867) <https://www.gesetze-im-internet.de/s_g/BJNR086700994.html>

(28) Allgemeinen Verwaltungsvorschrift des Bundesministeriums des Innern zur Ausführung des Gesetzes über die Voraussetzungen und das Verfahren von Sicherheitsüberprüfungen des Bundes vom 29. April 1994 in der Fassung vom 31. Januar 2006 (GMBL S. 339)

(29) 前掲注(25)

(30) 新たに連邦公文書館の提案権が規定され、これによって連邦公文書館は、関連する決定に対し専門的知見に基づいて関与することが可能になる。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (1), S.62.

る機関及びその機能を承継する機関の委任を受けて、連邦中間書庫資料を保管する。連邦公文書館資料としての受入れがなされるまでの間、連邦公文書館の責任は、文書の保管及び保全のために必要な技術的及び組織的措置に限られる。第3条第2項第2文の定めるところに従い、連邦公文書館は、連邦中間書庫資料の評価を行うことができるものとし、その際、第5条第5項の規定を準用しなければならない。

- (3) 電子文書のデジタル中間書庫への提供においては、連邦行政機関に対して拘束力を有する規格が用いられなければならない。送信形式及びデータフォーマットについて連邦行政機関に対して拘束力を有する規格が定められていない場合には、提供を行う公的機関との合意により、これらを定めなければならない。

第9条 譲渡の禁止

連邦公文書館資料は、これを譲渡することができない⁽³¹⁾。

第10条 連邦公文書館資料の利用

- (1) 何人も、この法律の定めるところに従い、請求によって連邦公文書館資料を利用する権利を有する。文書の利用に関するこの法律以外の法令の定め又は私人に由来する公文書館資料の所有者に有利な特別の協定の適用については、これを妨げない。
- (2) [連邦公文書館資料の] 利用については、公益の保護及び当事者の保護されるべき利益の保障のため、これに条件を付し、又は撤回を留保した上でこれを許可することができる。
- (3) 請求者が特定の利用形態 [による利用] を求める場合は、重大な理由があるときに限り、それ以外の利用形態を指定してもよい⁽³²⁾。

第11条 保護期間

- (1) 連邦公文書館資料の一般的な保護期間⁽³³⁾は、法令に別に定めがある場合を除き、30年とする。保護期間は、文書の生成 [時点] から起算する。
- (2) 第1項の保護期間を満了した連邦公文書館資料であって、その目的規定又はその本質的な内容に照らして一又は複数の自然人が関係するものは、各人の死亡から10年後には利用してもよい。死亡年が確認できない場合又は確認に過大な費用を伴う場合には、保護期間は、各人の出生から100年とする。誕生日も確認できない場合又は確認に是認できない費用を伴う場合には、保護期間は、文書の生成 [時点] から60年とする。
- (3) 第6条第1項第1文及び第4項に規定する守秘義務の対象となる文書から成る連邦公文書館資料は、生成 [時点] から60年後には利用してもよい。
- (4) 第2項に規定する保護期間は、公務を執行する公務担当者及び現代史上の重要人物に関する連邦公文書館資料には、その保護されるべき私的生活領域に関するものを除き、適用してはならない。
- (5) 第1項から第3項までに規定する保護期間は、次に掲げる連邦公文書館資料には、適用してはならない。
1. 生成 [時点] で既に公表が決定されていた文書から成る連邦公文書

(31) 第9条に規定する譲渡禁止によって、公的文化財である公文書館資料の完全な保存を連邦公文書館に義務付け、文書館資料の散逸や横領に対抗する。ただし、この禁止は原本に対するものであり、公文書館資料のコピーの作成とその譲渡は禁止されていない。 *ibid.*, S.65.

(32) 特定の利用形態の要求が制限される重大な理由としては、連邦公文書館に過大な費用がかかることや、連邦公文書館資料の保存状態を損ねることが挙げられる (第13条第2項も参照。)。 *ibid.*, S.66.

(33) 保護期間 (Schutzfristen) は、公文書館資料を公開しない期間をいう。

2. 連邦公文書館への引渡し前に、情報アクセス法⁽³⁴⁾によって既に情報アクセスが開かれている文書から成る連邦公文書
- (6) [生成時点から]30年を経過し、なお連邦公的機関が処分権能を有する文書の利用については、第1項から第5項まで、第10条、第12条及び第13条の規定を準用しなければならない。

第12条 保護期間の短縮及び延長

- (1) 連邦公文書館は、第13条に規定する制限及び拒否の理由に反しない限り、第11条第1項に規定する保護期間を短縮することができる。
- (2) 連邦公文書館は、当事者の同意がある場合には、第11条第2項に規定する保護期間を短縮することができる。同意がない場合であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当するときには、連邦公文書館は、第11条第2項に規定する保護期間を短縮することができる。
1. 他の者又は機関の著しい利益となる、学術的な研究若しくは記録作成の目的のため又は正当な利益を実現するため、その利用が不可欠であること⁽³⁵⁾。
 2. 匿名化された複製物の提示又は義務負担表明の受理等の適切な措置⁽³⁶⁾により、当事者又はその親族の保護されるべき利益の侵害を防止することができること。
- (3) 連邦公文書館は、それが公共の利益となる場合には、第11条第3項に規定する保護期間を最長30年短縮し又は延長することができる。
- (4) 連邦公的機関において生成した連邦公文書館資料については、第1項から第3項までに規定する保護期間の短縮又は延長は、当該連邦公的機関の同意を要する。提供機関との事前の一般協定により同意を要しないと定められている場合は、この限りではない。

第13条 制限及び拒否の理由

- (1) 連邦公文書館は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、第10条から第12条までに規定する利用を制限し又は拒否しなければならない。
1. 当該利用が、ドイツ連邦共和国又はその一の州の福祉を損なうと信ずるに足りる相当な理由がある場合
 2. 当該利用が、当事者又はその親族の保護されるべき利益に反すると信ずるに足りる相当な理由がある場合
 3. 当該利用が、守秘に関する連邦の法令に違反する場合

(34) 同様の規定が置かれていた1988年連邦公文書館法第5条第4項第2文では「連邦情報自由法」(Informationsfreiheitsgesetz (BGBl. I 2005 S. 2722)) が明示されていたのだが、行政が管理している段階ではアクセスできていた情報が、連邦公文書館への提供後、より厳格なアクセス規制の下に置かれなくようにするため、行政の現用文書へのアクセスを許可する他の情報アクセス法(Informationszugangsgesetz) (「消費者情報法」(Verbraucherinformationsgesetz (BGBl. I 2012 S. 2166, 2725))、 「地理空間データアクセス法」(Geodatenzugangsgesetz (BGBl. I 2009 S. 278))、 「環境情報法」(Umweltinformationsgesetz (BGBl. I 2014 S. 1643))) も適用されることを明示したものである。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (1), S.70.

(35) 「他の者」とは、自然人又は法人を指す。保護期間の短縮による利用が、研究だけでなく学術的な記録作成(ドキュメント化)にも拡張された。ここにいう「正当な利益」とは、公的な情報請求(特に報道機関によって主張されるもの)にも認められ得る。*ibid.*, S.72.

(36) 適切な措置とは、公文書館資料の匿名化若しくは変名使用又は連邦公文書館資料の各利用者による義務負担表明(Verpflchtungserklärungen)の署名である(*ibid.*)。義務負担表明については、連邦公文書館利用規則(Verordnung über die Benutzung von Archivgut beim Bundesarchiv (Bundesarchiv-Benutzungsverordnung - BArchBV) vom 29. Oktober 1993 (BGBl. I S. 1857) <<https://www.gesetze-im-internet.de/barchbv/index.html>>) 第3条第3号に、「申請者は、公文書館資料から知見を得る際に、連邦公文書館の要求に応じて、個人の権利及び著作権並びに第三者の保護すべき利益を尊重し、これを侵害した場合には連邦公文書館に賠償責任を負わせない義務を書面により負わなければならない。」と規定されている。

第1文第2号に規定する利益を考量する際には、情報収集が明らかに人権侵害に基づいてなされたものであるか否かが特に顧慮されなければならない。

- (2) その他、連邦公文書館は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、利用を制限し又は拒否することができる。
 1. 当該利用が、連邦公文書館資料の保存状態を損なう場合
 2. 当該利用によって、過大な管理費用が発生する場合
- (3) 刑法典第203条第1項、第2項又は第4項に規定する守秘義務⁽³⁷⁾の対象であった文書から成る連邦公文書館資料の利用については、当事者の保護されるべき利益の保障に必要な場合に限り、連邦公文書館はこれを制限し又は拒否することができる。

第14条 当事者の権利

- (1) 当事者は、連邦公文書館資料の中にある当事者の個人情報を含む文書について、当該連邦公文書館資料が当事者の氏名により特定できる場合又は是認可能な管理費用によって当該連邦公文書館資料の発見が可能であるとする申告がなされる場合に限り、請求により、当該文書に関する情報開示を受ける権利を有する。その閲覧については、第10条第3項の規定を準用しなければならない。
- (2) 当事者の死亡後は、その親族が正当な利益を主張している場合において、当事者が遺言でこれと異なる処分を指示していないとき又はその他の事情から当事者のそれに反する意思が明らかでないとき、当該親族が第1項に規定する権利を有する。
- (3) 情報開示又は閲覧に係る請求権は、第13条第1項に規定する理由によって制限することができる。この場合、[第1項に規定する]請求は、第13条第1項の定めるところに従い保護される情報が漏洩することなく、かつ、過大な管理費用が発生することなく、アクセスが可能である範囲において、許可されなければならない。
- (4) 当事者が個人情報データの記載された文書の真正を否認する場合には、当該当事者に反論の機会が認められなければならない。死亡した当事者の親族がそれについて正当な利益を主張する場合には、当該親族にも反論の機会が認められなければならない。連邦公文書館は、その反論を当該文書に添付する義務を負う。

第15条 提供機関による連邦公文書館資料の利用

- (1) 提供機関及び提供機関を法的に承継する機関又はその機能を承継する機関⁽³⁸⁾は、任務の遂行のために必要がある場合、連邦公文書館において、当該提供機関が提供した連邦公文書館資料に、経費を支払うことによって、いつでも手数料免除⁽³⁹⁾でアクセスすることがで

(37) 刑法典 (Strafgesetzbuch (BGBI. I 1998 S. 3322)) 第203条「私的秘密の侵害」は、職業上又は公務等により知り得た他の者の秘密、特に私的な生活領域に属する秘密、又は営業上若しくは業務上の秘密を権限なく漏示した者に、1年以下の自由刑又は罰金刑に処することを規定している。

(38) 提供機関を法的に承継する機関又はその機能を承継する機関として、ドイツ連邦郵便 (Deutsche Bundespost: DBP) の民営化が例示されている。DBPの承継組織である Deutsche Post AG、Deutsche Telekom AG、Deutsche Postbank AG は、その業務の範囲内で組織の前身である DBP の文書を使用することは妨げられない。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (1), S.79ff.

(39) 第15条に規定するアクセスは手数料免除ではあるものの、経費の支払は免除されない (*ibid.*)。連邦公文書館費用規則 (Verordnung über Kosten beim Bundesarchiv (Bundesarchiv-Kostenverordnung - BArchKostV) vom 29. September 1997 (BGBI. I S. 2380) <<https://www.gesetze-im-internet.de/barchkostv/index.html>>) は、連邦公文書館での資料の利用に係る手数料 (Gebühren) と経費 (Auslagen) について規定している。手数料とは連邦公文書館資料の利用、コピー等の複製品作成、オンライン利用等に際して課される料金のことであり、経費とは連邦公文書館資料又は図書館資料のコピー作成、電子ファイル複製、フィルム複製等に実際にかかる費用として徴収する料金のことである。

きる。例外的な場合には、[連邦公文書館ではなく] 当該提供機関においてアクセスすることが許される⁽⁴⁰⁾。

- (2) 第1項に規定する利用権は、廃棄又は消去がなされずに連邦公文書館に提供された個人情報データを含む文書に適用してはならない。この場合、第10条から第13条までに定めるところに従うという条件の下でのみアクセスする権利が存在するが、個人情報データの記録が行われた本来の目的[による利用]の場合にはこの限りではない。

第16条 保護期間満了前における連邦公文書館資料の複製の送信

- (1) 連邦公文書館は、公文書館、図書館、博物館、研究所及びドキュメンテーションセンター⁽⁴¹⁾のそれぞれの任務の遂行のために連邦公文書館資料を利用できるという特別な公共の利益が存在する場合には、保護期間の満了前に、当該機関に当該連邦公文書館資料の複製を送信することができるものとし、その際、第12条第4項の規定を準用しなければならない。
- (2) 個人情報データを含む文書の複製及び送信は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合にのみ、行うことができる。
1. 受信する機関が、当事者の保護されるべき利益及びそれに付随する権利の行使の保障に対し、十分な保障を行う場合
 2. 受信する機関が、第6条第3項及び第11条から第14条までの規定を準用すること及び当該機関独自の目的に限って文書を利用することについて、連邦公文書館との協定書の下で義務を負っている場合
- (3) 当該複製及び送信は、他の法令によって妨げられてはならない⁽⁴²⁾。

第17条 ドイツ劇場映画の義務的登録

- (1) ドイツ劇場映画の制作者及び共同制作者は、第2文に従いその映画を連邦公文書館のデータベースに登録しなければならない。登録は、映画館、国内的若しくは国際的に重要な祭典若しくは授賞式典において初めて公開上映され、又はそのような祭典若しくは授賞式典において表彰されてから12月以内に行われなければならない。
- (2) 第1項にいう劇場映画の制作者及び共同制作者は、登録に際し、遅くともその12月以内に、劇場映画の技術的に完璧で永久保存に適した[archivfähige]コピーが存在する場所を、連邦公文書館に対し通知しなければならない。劇場映画のコピーの保管場所に関する変更は、連邦公文書館に遅滞なく報告されなければならない。
- (3) 非長編劇場映画（上映時間が79分未満の映画又は子ども向け映画にあっては59分未満のものをいう）は、当該映画が、公開上映され、公的助成を受け、又は国内的若しくは国際的に重要な祭典若しくは授賞式典において表彰を受けた場合に限り、登録されなければならない。

(40) 連邦公文書館資料は、利用機会と保存状態を考慮し、提供機関や承継組織に対してであってもオリジナル文書の再貸出しは行わず、連邦公文書館での利用（その場での無償での閲覧）が原則とされる。ただし、保護期間の短縮可能性についての審査手続や「歴史的に特別なケース」（予期せぬ政治的展開によって、司法や行政内部の決定手続において新たな任務遂行が生じた場合）などは、限定的に例外が認められる。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (1), S.80.

(41) 特に、ホロコースト研究を積極的に行う機関（イスラエルのヤド・ヴァシェム記念館（Yad Vashem Museum）やワシントンにある合衆国ホロコースト記念博物館（United States Holocaust Memorial Museum: USHMM）など）への資料複製提供が、この規定によって保護期間満了前に可能となる。*ibid.*, S.81.

(42) 特に相反する可能性の高い著作権に関し、その違反を回避するための規定である。*ibid.*

第 18 条 過料規定

(1) 次に掲げる者は、秩序違反⁽⁴³⁾とする。

1. 第 17 条第 1 項の規定に違反して、劇場映画の登録を行わず、正しく行わず又は適時に行わない者
 2. 第 17 条第 2 項の規定に違反して、通知を行わず又は適時に行わない者
- (2) 過失により第 1 項に掲げる行為を行った登録義務のある職業人は、秩序違反とする。
- (3) 当該秩序違反行為には、1 万ユーロ⁽⁴⁴⁾以下の過料を科することができる。
- (4) 秩序違反法第 36 条第 1 項第 1 号⁽⁴⁵⁾にいう行政官庁は、連邦公文書館である。

第 19 条 命令の授権

文化及びメディアを所管する連邦政府構成員⁽⁴⁶⁾は、次に掲げる事項を連邦参議院の同意を要しない法規命令によって定めることを、授権される。

1. 連邦公文書館の公文書館資料及び図書館資料 [Bibliotheksgut] の利用に関する詳細
2. 劇場映画の義務的登録の手續及び形式

(いずみ まきこ)

(43) 秩序違反法 (Gesetz über Ordnungswidrigkeiten (BGBl. I 1987 S. 602)) は、過料 (Geldbuße) が科される違法行為である秩序違反 (Ordnungswidrigkeit) を規定し (第 1 条)、明示的に過失行為に過料を科さない限り、故意による行為のみが処罰の対象たりうると規定する (第 10 条)。

(44) 1 ユーロは、約 122.04 円 (令和元年 8 月分報告省令レート) である。

(45) 秩序違反法第 36 条第 1 項第 1 号は、各過料を所管する行政官庁を法律で規定すると定めている。

(46) 基本法第 62 条は、連邦首相及び連邦大臣を連邦政府構成員と規定する。